

第5 具体的な取組み

目標①【健やか】

いきいきと生活し、積極的に社会参加できるまち

【施策の方向性1】生きがい・社会参加・高齢者活躍の推進

高齢者の生きがいがづくりに資する、多様なライフスタイルに対応した教養・文化活動、生涯スポーツ活動の機会の提供と活動への支援を行っていきます。

また、高齢者が豊かな知識や経験を活かしながら、多様な地域活動に主体的に取り組むことができるよう、社会参加のきっかけづくりに向けた情報提供や場の提供のほか、人材育成などの環境整備に取り組めます。

（基本的な施策1）教養・文化・スポーツ活動の促進

高齢者が教養・文化を学ぶ場やスポーツ活動等の機会の提供、活動の促進を行い、高齢者同士の仲間づくりや多世代交流を行いながら、いきいきと生活できる生きがいがづくりを進めます。

●教養・文化活動などの機会提供と活動支援

No.	事業名 (担当課)	事業概要
1	年長者研修大学校の運営 (保健福祉・高齢者支援課)	高齢者の生きがいがづくりや仲間づくりに加え、地域活動や社会貢献活動を担う人材の育成を目的に、周望学舎および穴生学舎の「年長者研修大学校」で高齢者を対象とした講座を実施します。また、高齢者の高度な学習ニーズに対応するため、市内の大学と連携した校外授業（シニアカレッジ）を開催します。 【延利用者数】 25年度：74,568人 ⇒ 29年度：75,000人
2	年長者作品展 (保健福祉・高齢者支援課)	高齢者の創造の喜びと創作意欲を高め、生きがいがづくりを支援することを目的に、高齢者が製作した作品の発表の場として作品展を各区で実施します。

3	年長者施設利用証 広域連携事業 (保健福祉・高齢者支援課)	高齢者の社会参加の促進を図るため、市立の文化、観光、体育施設など(福岡市や下関市の施設も一部含む)を無料又は割引料金で利用できる「高齢者施設利用証」を交付します。
4	生涯学習活動促進事業 (教育・生涯学習課)	「いつでも、どこでも、誰でも」自由に学習ができるよう、学習機会を充実し、学習情報を提供します。また、学習の成果を活かすことのできる活動機会を提供します。(生涯学習市民講座の開設、市民センターだより(館報)の発行、文化祭の開催、地域デビュー支援事業の実施) 【生涯学習市民講座参加者数】 25年度：93,589人 ⇒ 27年度：106,000人
5	生涯学習推進 コーディネーター配置事業 (教育・生涯学習課)	市民の生涯学習の推進ならびに市民センター等の活性化を図るため、学習機会や人材等、地域に関する様々な情報の収集や提供などを行う「生涯学習推進コーディネーター」を市民センター及び生涯学習総合センターに配置します。 【生涯学習推進コーディネーターの配置数】 25年度：73館 ⇒ 27年度：130館
6	地域における 伝統文化の発掘・継承 (市民文化スポーツ・文化振興課)	地域に根ざした固有の伝統文化については、人々の営みの中で大切に受け継がれてきたものであり、これを地域で次世代へ継承するため、指定された無形民俗文化財の保存継承活動などに対して支援を行います。

●生涯スポーツ活動の機会提供と活動支援

No.	事業名 (担当課)	事業概要
7	北九州穴生ドームの運営 (保健福祉・高齢者支援課)	高齢者をはじめとした市民の健康・体力づくり、世代間の相互交流およびニュースポーツの振興を図るため、高齢者の健康増進施設である北九州穴生ドームを運営します。 【延利用者数】 25年度：115,224人 ⇒ 29年度：118,480人

8	<p>全国健康福祉祭 北九州市選手団派遣事業 (保健福祉・高齢者支援課)</p>	<p>各種スポーツや文化・福祉イベントを通じて、高齢者の健康の保持増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力のある長寿社会づくりを推進するため、各県持ち回りで毎年開催される「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」に北九州市選手団を派遣します。</p>
9	<p>シルバースポーツ大会 開催助成 (保健福祉・高齢者支援課)</p>	<p>スポーツを通じた高齢者の生きがいづくりを促進するため、ねんりんピックの競技種目で60歳以上の高齢者が参加する全市的なスポーツ大会の開催経費の一部を助成します。</p>
10	<p>地域スポーツ振興事業 (市民文化スポーツ・スポーツ振興課)</p>	<p>各区における地域スポーツの普及振興を図るため、ニュースポーツ用具の整備及び各種交流大会を実施します。 【各区におけるニュースポーツ大会等の参加人数】 25年度：12,549人 ⇒ 29年度：12,600人</p>
11	<p>市民参加型 スポーツイベントの開催 (市民文化スポーツ・スポーツ振興課)</p>	<p>市民参加型のスポーツイベントを開催し、多くの市民に参加してもらうことで、市民のスポーツに対する興味・関心を高め、生涯にわたってスポーツに取り組み、健康で充実した生活を送ろうとするきっかけをつくることができます。 【「北九州市民体育祭」「門司港レトロマラソン」参加者数】 25年度：「北九州市民体育祭」31,640人、「門司港レトロマラソン」3,222人 ⇒ 29年度：「北九州市民体育祭」30,000人、「門司港レトロマラソン」3,000人</p>
12	<p>総合型地域スポーツクラブ 育成・支援事業 (市民文化スポーツ・スポーツ振興課)</p>	<p>「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指し、各自の興味やレベルに応じて参加できる多世代・多目的型のクラブ（総合型地域スポーツクラブ）の育成を推進します。 【総合型地域スポーツクラブに関わる会員等の人数】 25年度：2,320人 ⇒ 29年度：3,100人</p>

13	指導者育成事業 (市民文化スポーツ・スポーツ振興課)	生涯スポーツの振興を図るため、生涯スポーツに関する専門的な知識と技能を学ぶため「北九州市生涯スポーツリーダー養成講座」を実施します。 【生涯スポーツリーダーを養成する講座等への参加者数】 25年度：21人 ⇒ 29年度：50人
----	-------------------------------	---

(基本的な施策2) 社会参加のきっかけづくりに向けた環境整備

高齢者が地域活動や就労を通して社会とのつながりを持ち続け、いきいきと活躍できるよう、「高齢者いきがい活動ステーション」や「高年齢者就業センター」などによる情報提供やコーディネートを行っていきます。

また、「年長者いこいの家」や「老人クラブ」など、高齢者の交流活動の場の提供・支援を行っていくほか、高齢者が培ってきた経験や教養などを活かしたボランティア活動の場を提供していきます。

さらに、高齢期を迎えてもいきいきと充実した生活を送ることができる高齢社会を構築していくため、社会参加の重要性に関する意識啓発を、高齢世代のみならず現役世代に対しても行っていきます。

●活動のための情報の提供

No.	事業名 (担当課)	事業概要
14	【拡充】高齢者いきがい活動 支援事業 (保健福祉・高齢者支援課)	高齢者の社会貢献や生きがいづくりを促進するため、高齢者の参加しやすいボランティア活動、生涯学習、仲間づくり情報などの収集や情報提供をホームページ上にて行います。さらに、活動を希望する相談者に個別に対応し、活動のマッチングまでを行う仕組みづくりを進めます。 【「高齢者いきがい活動ステーション」におけるホームページおよび窓口での閲覧件数】 25年度：20,816件 ⇒ 29年度：24,200件

15	高年齢者雇用環境づくり事業 (産業経済・雇用政策課)	「北九州市高年齢者就業支援センター」を拠点に、ハローワークなどの関係機関と連携して、高齢者の多様な就業ニーズに沿った相談支援から生活設計に関するセミナーの開催までをワンストップで提供します。また、「福岡県70歳現役応援センター北九州オフィス」と連携し、相談者の年齢に応じた、きめ細やかな就業支援を行っていきます。さらに、高齢者の就業機会の提供を行う「北九州市シルバー人材センター」の会員増や就業確保に向けた支援を行い、高齢者の社会参加を促進します。
16	NPO・ボランティア活動 促進事業 (市民文化スポーツ・市民活動推進課)	市民活動促進のため、市民活動サポートセンターを拠点として、NPO・ボランティア活動や協働等に関する相談、情報提供、研修の開催などの支援を実施します。 【市民活動サポートセンター利用者数(単年度)】 25年度：22,935人 ⇒ 29年度：24,500人
17	ボランティア活動推進事業 (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)	市内のボランティア活動の活性化のため、ウェルとばたと各区の「ボランティア・市民活動センター」において、ボランティアのコーディネーターや活動支援のほか、関係団体と協働して啓発や情報の収集などを行います。 【ボランティア活動に関する相談件数】 25年度：34,787件 ⇒ 29年度：33,000件

●活動のための場の提供と活動支援

No.	事業名 (担当課)	事業概要
18	年長者いこいの家 (保健福祉・高齢者支援課)	地域の高齢者に対して、教養の向上及びレクリエーション活動などの場を提供し、心身の健康増進を図るため、年長者いこいの家の運営及び活動に必要な経費の補助や、建物の修繕・補修工事を実施します。

19	新門司老人福祉センターの 管理運営 (保健福祉・高齢者支援課)	高齢者に対して、介護予防の視点に立ちながら各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション活動を提供する「新門司老人福祉センター」の運営を行います。 【年間の利用者数】 25年度：48,359人 ⇒ 29年度：50,000人
20	市民センター整備事業 (市民文化スポーツ・地域振興課)	市民センターは、地域における住民の交流及び自主的活動の拠点施設として、概ね1小学校区1市民センターを基本に設置しています。学研地区に新設される小学校区に市民センターを設置するとともに、既存の市民センターの改修や建替えを行います。
21	老人クラブ活動の促進 (保健福祉・高齢者支援課)	老人クラブの地域社会における社会奉仕活動等を促進し、高齢者福祉の増進を図ります。また、老人クラブが、地域における世代間交流を深めるとともに、地域社会の一員として介護予防への取組みを行うなど、積極的な役割を果たすことができるよう支援を行います。 ① 単位老人クラブへの助成 ② 市・区老人クラブ連合会への助成 ③ 高齢者の健康づくり支援事業 ④ 年長者の生きがいと創造の事業
22	高齢者ふれあい入浴事業 (保健福祉・高齢者支援課)	高齢者が地域でふれあう機会を提供することを目的に、市内の普通公衆浴場（銭湯）において65歳以上の高齢者が無料で利用できる「高齢者ふれあい入浴の日」を設けます。
23	北九州環境みらい学習システム (ESD)の推進 (環境・環境学習課)	市内の恵まれた自然や充実した環境関連施設、さらに蓄積した環境の取組み、先進技術等を学習素材として、エコツアーガイドや地域の環境リーダーを育成するなど、多世代の多くの市民が環境に関する知識や行動力を身に付けることができる仕組みづくりを行うとともに、ESDの視点を持った市民の環境力向上を目指します。 【環境活動を実行している人の比率（各取組みの平均）※「市民意識調査」による】 25年度：70.9% ⇒ 29年度：83.0%

24	<p>観光マインド育成事業 (産業経済・観光・コンベンション課)</p>	<p>観光客をあたたかく迎えるため、市民のホスピタリティ向上を目的とした「百万にこここホスピタリティ運動」を展開します。また、隔年で実施する「北九州観光市民大学」において、観光施設などの解説・案内をする「観光案内ボランティア」を募集・育成し、「観光案内ボランティア」制度の運営支援と併せて、活動の場を提供します。</p>
25	<p>博物館ボランティア 活動推進事業 (市民文化スポーツ・自然史・歴史博物館普及課)</p>	<p>博物館においてボランティア活動を行う人材を育成するとともに、展示解説、普及講座・体験学習補助など活動の場を提供します。 【ボランティア活動者数】 25年度：55名 ⇒ 29年度：70名</p>
26	<p>美術ボランティア養成事業 (市民文化スポーツ・美術館普及課)</p>	<p>美術ボランティアの活動の場として、来館者に展覧会や美術作品の価値や魅力を伝えるための解説をお願いしています。また、美術資料等の整理・分類、ワークショップ等の教育活動の事業支援を行う美術ボランティアの養成を促進します。 【団体ガイダンス数とギャラリートークなどガイダンス数】 25年度：168組 ⇒ 29年度：136組 【美術ボランティア勉強会の開催数】 25年度：105回 ⇒ 29年度：104回</p>
27	<p>スクールヘルパーの配置 (教育・生涯学習課)</p>	<p>保護者や地域の方などを「スクールヘルパー」として学校に登録し、様々な知識や経験を活かしながら、学校教育の場においてボランティアとして教育活動支援を行います。</p>
28	<p>地域でつくる子育て応援事業 (子ども家庭・子育て支援課)</p>	<p>区の保健・医療・福祉・地域連携推進協議会やまちづくり協議会等と連携し、子育てに関するボランティア活動や地域特性を活かした子育て支援活動を支援します。 【区や校区単位で開催される子育て支援のための活動件数】 25年度：130回 ⇒ 29年度：130回</p>

29	<p>【新規】(仮称)地域みんなで子育て支援事業 (子ども家庭・子育て支援課)</p>	<p>家庭を持つことや子どもを産み育てることの喜びを実感できるよう、結婚から妊娠、出産、育児まで、切れ目なく見守り応援する地域の活動を支援します。アドバイザーの派遣等を通じて、地域づくり団体である「まちづくり協議会」を直接支援していくことで、地域の実情に応じた支援を地域自ら考え、地域社会全体で支えていく活動の活性化を図ります。</p>
30	<p>家庭・地域・学校の連携推進 (教育・企画課) (教育・生涯学習課)</p>	<p>子どもの生きる力をはぐくみ、心豊かでたくましい子どもを育てるため、体験活動の機会の充実や地域ぐるみで子どもを見守る「あいさつ運動」など、地域や家庭と学校が一体となった取組みを推進し、地域の教育力の向上を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民センターにおける子ども向け講座の実施(地域・子ども交流事業、生活体験通学合宿、生き生きバリアフリーなど) ○家庭・地域・学校が一体となった「あいさつ運動」の推進 <p>【市民センターでの子ども交流事業や体験活動事業への参加者数】 25年度：59,775人 ⇒ 30年度：70,000人</p>
31	<p>まちの森プロジェクト ～環境首都 100万本植樹～ (環境・環境未来都市推進室) (財政・財産活用推進課) (建設・緑政課) (保健福祉・高齢者支援課)</p>	<p>未利用市有地や公園の一部を、無償で自治会やまちづくり協議会などの地域の自治組織に貸し出し、花壇・菜園や、植樹用の苗木の育成などに活用してもらうことで、街なかの緑を増やすとともに、高齢者の生きがいや健康づくり、多世代交流等を促進します。</p>
再	<p>地域に役立つ公園づくり (建設・公園建設課)</p>	<p>(再掲 No.169)</p>

●高齢社会に関する啓発

No.	事業名 (担当課)	事業概要
32	敬老行事 (保健福祉・高齢者支援課)	長年にわたって社会に貢献してきた高齢者を敬うとともに、市民の高齢社会に対する認識を深めるため、さまざまな長寿のお祝いに関連する事業を行います。 ①年長者の祭典 ②長寿祝金 ③長寿祝品 ④地域で行われる敬老行事への助成
33	高齢社会を考える区民の集い (保健福祉・高齢者支援課)	高齢社会への共通の理解と認識を確立し、友愛訪問や地域助け合い活動などを活発にしていくことを目的に、区ごとに啓発イベントを開催します。

(基本的な施策3) 社会貢献の意欲のある高齢者を地域での生活支援の担い手につなげていく仕組みづくり

社会貢献の意欲のある高齢者が、豊かな知識や経験を活かしながら、地域における多様な生活支援の活動に取り組むことができるよう、「高齢者いきがい活動ステーション」や「ボランティア・市民活動センター」、さらに地域支援コーディネーターとの連携による仕組みづくりを進めていきます。

また、年長者研修大学校や生涯現役夢追塾、各種ボランティアの養成講座などを通じて、地域活動の担い手となる人材の育成に取り組んでいきます。

●地域における社会貢献活動の支援

No.	事業名 (担当課)	事業概要
34	高齢者地域活動助成事業 (保健福祉・高齢者支援課)	高齢者を主たる対象とした生きがいづくりや健康づくりなどの地域活動に対して助成を行うとともに、高齢者が主体となった社会貢献活動に対する助成を行います。
35	市民活動保険 (市民文化スポーツ・市民活動推進課)	市民が安心して地域活動やボランティア活動に参加できるように、市が保険料を負担し、一定の補償を行う保険制度を実施します。

再	【拡充】 高齢者いきがい活動 支援事業 (保健福祉・高齢者支援課)	(再掲 No.14)
再	ボランティア活動推進事業 (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)	(再掲 No.17)
再	NPO・ボランティア活動 促進事業 (市民文化スポーツ・市民活動推進課)	(再掲 No.16)
再	【新規】 地域相談支援事業 (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)	(再掲 No.64)
再	老人クラブ活動の促進 (保健福祉・高齢者支援課)	(再掲 No.21)
再	小地域福祉活動の推進 (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)	(再掲 No.66)

●地域社会の担い手となる人材の育成

No.	事業名 (担当課)	事業概要
36	生涯現役夢追塾の運営 (保健福祉・高齢者支援課)	退職後なども今まで培ってきた技術や経験を活かし、社会貢献活動や産業経済活動などの担い手として活躍していく人材の発掘と養成を行う「生涯現役夢追塾」を運営します。 【生涯現役夢追塾の入塾者数(累計)】 25年度：347人 ⇒ 29年度：468人
37	ボランティア大学校運営事業 (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)	地域ニーズに対応した研修内容の充実、研修機会の拡大に努め、地域福祉やボランティア活動を担う人材の養成を行います。具体的には、校区単位の地域特性に応じた福祉講座や企業の社会貢献活動担当者を対象にしたセミナー等を開催し、地域や企業におけるボランティア活動の促進を図ります。 【ボランティア大学校の研修・講習の開催回数】 25年度：51回 ⇒ 29年度：38回

再	年長者研修大学校の運営 (保健福祉・高齢者支援課)	(再掲 No.1)
再	市民後見促進事業 (保健福祉・高齢者支援課)	(再掲 No.149)
再	健康づくり推進員 養成・活動支援事業 (保健福祉・健康推進課)	(再掲 No.61)
再	食生活改善推進員 養成・活動支援事業 (保健福祉・健康推進課)	(再掲 No.62)
再	介護支援ボランティア事業 (保健福祉・介護保険課)	(再掲 No.49)

【施策の方向性2】健康づくり・介護予防・生活支援の充実

より効果的な介護予防を図るため、介護予防事業（一次・二次予防事業）内容の見直し、生活支援サービスの創出の促進に取り組み、介護予防給付の一部（訪問介護、通所介護）及び介護予防事業（一次・二次予防事業）を「介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）」（介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業）へ円滑に移行させます。

（基本的な施策1）生涯を通じた健康づくり・介護予防の推進

生涯を通じた自主的かつ継続的な健康づくり・介護予防を推進するため、各種教室やイベント等を通じた健康づくり・介護予防に関する正しい知識の普及・啓発、生活習慣病予防・重症化予防を目的とした各種検診や健康診査後の保健指導などに取り組んでいきます。

●生涯を通じた自主的な健康づくりの推進

No.	事業名 (担当課)	事業概要
38	健康マイレージ事業 (保健福祉・健康推進課)	介護予防・生活習慣改善等の取り組みや健康診査の受診等をポイント化し、そのポイントを健康グッズなどと交換することで、健康づくりの重要性を広く普及啓発するとともに、市民の自主的かつ積極的な健康づくりへの取り組みを促進します。また、さらに身近で参加しやすい事業となるよう、地域が主体となった仕組みを展開します。 【参加者数】 25年度：20,560人/年間 ⇒ 29年度：30,000人/年間
再	市民センターを拠点とした健康づくり事業 (保健福祉・健康推進課)	(再掲 No.59)

●生活習慣病予防・重症化予防のための各種検診の実施

No.	事業名 (担当課)	事業概要
39	健康診査 (保健福祉・健康推進課)	<p>がんなどの生活習慣病予防対策の一環として、これら疾患の疑いのある人や危険因子を持つ人をスクリーニングするため、胃がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がんなどの各種がん検診や、骨粗しょう症検診・若者（基本）健診を実施します。</p> <p>【がん検診受診率】 25年度：2.2%～21.9% ⇒ 29年度：10%～33%</p>
40	口腔保健支援センター (保健福祉・健康推進課)	<p>歯と口の健康は、美味しい食事や家族・仲間との会話を楽しむ等、生活の質の向上を図るための重要な要素であり、乳幼児期から高齢期まで生涯を通じた歯と口の健康づくりの一環として、歯科疾患の予防・早期発見を目的とした歯科検診や情報提供・普及啓発を実施します。</p> <p>【歯周病と糖尿病の関係を知っている者(40歳以上)の割合】 29年度：50%</p>
41	北九州市国民健康保険 特定健診・特定保健指導 (保健福祉・健康推進課)	<p>生活習慣病を予防するための特定健診の受診率向上を図るとともに、特定保健指導を実施します。また、健診結果や医療費データ等を分析して健康課題を明確にした上で、特定保健指導非対象者にも、効果的な保健指導を行います。さらに、慢性腎臓病予防に向けて、健診結果からかかりつけ医・専門医とをつなぐ予防連携システムを継続して運用し、生活習慣病予防及び重症化予防を進めます。</p> <p>【特定健診受診率】 25年度：32.5% ⇒ 29年度：60%</p> <p>【特定保健指導実施率】 25年度：30.3% ⇒ 29年度：60%</p>

●健康づくりや介護予防に関する正しい知識の普及・理解の促進

No.	事業名 (担当課)	事業概要
42	【拡充】介護予防に関する 普及・啓発事業 (保健福祉・健康推進課)	<p>介護予防への関心を高め、その重要性や正しい知識を広く周知し、高齢者が主体的に介護予防に取り組んでいただくため、講演会や新聞・リーフレットなどを活用したPR活動を行います。また、地域主体の介護予防を促進するため、健康づくり推進員等の活動支援やスキルアップ研修を実施します。</p> <p>【介護予防の意義の認知度の向上 ※「北九州市高齢者等実態調査」による】 25年度：32% ⇒ 29年度：現状値より増加</p>
43	百万人の介護予防事業 (保健福祉・健康推進課)	<p>本市が開発したひまわり太極拳（タイチー）やきたきゅう体操を通して介護予防の普及・啓発を図るとともに、高齢者が身近な地域で自主的かつ継続的に健康づくりに取り組めるよう、ひまわり太極拳（タイチー）普及員等の人材育成を図り、自主グループの活動を支援します。</p> <p>【普及教室の参加者数（単年度・実数）】 25年度：370人 ⇒ 29年度：430人 【普及員の登録者数（累計）】 25年度：374人 ⇒ 29年度：690人</p>
44	高齢者のための筋力向上 トレーニング啓発事業 (保健福祉・健康推進課)	<p>運動のきっかけづくりとして高齢者の日常生活に必要な筋力の維持・向上を図ることを目的として、ストレッチなど自宅でも継続して取り組むことのできる運動を中心とした筋力トレーニング教室を開催します。</p> <p>【筋力向上トレーニング啓発教室の参加者数（単年度・実数）】 25年度：944人 ⇒ 29年度：1,000人</p>
45	お口の元気度アップ事業 (保健福祉・健康推進課)	<p>市民の健康寿命の延伸を目指し、高齢者が「食べること」を通じて楽しみを感じるとともに、誤嚥・窒息防止、肺炎予防等を行うために、口腔機能の維持、向上の重要性や正しい知識、技術の普及啓発を行います。</p> <p>【口腔ケアが誤嚥性肺炎を予防することを知っている者（65歳以上）の割合】 29年度：63%</p>

46	<p>高齢者食生活改善事業 (保健福祉・健康推進課)</p>	<p>高齢者が「食べること」を通じて低栄養状態を予防し、自分に合った適正な食事量を把握するための正しい知識と技術の普及・啓発を、対象者のニーズに合わせて講話や調理実演、個別相談など様々な形態で行います。高齢者が参加しやすいように、地域の市民センターや区役所で開催します。</p> <p>【事業延参加者数】 25年度：8,710人/年間 ⇒ 29年度：8,800人/年間</p>
47	<p>高齢者尿失禁予防事業 (保健福祉・健康推進課)</p>	<p>閉じこもりなどの生活機能の低下を招く原因の一つである尿失禁に関する正しい知識の普及啓発や尿もれ予防体操の実技指導、医師の個別相談などを行うことで、日常生活習慣の改善や生活の質（QOL）の向上を図ります。</p> <p>【尿もれ予防講座の参加者数（単年度・実数）】 25年度：139人（5会場） ⇒ 29年度：210人（7会場）</p>
48	<p>公園で健康づくり事業 (保健福祉・健康推進課)</p>	<p>高齢者の健康づくりに効果的な健康遊具を設置した公園で、健康遊具の適切な利用法や運動方法を学ぶ運動教室を開催するとともに、地域で介護予防運動を普及する普及員の養成を行うなど、身近な公園を活用した市民の継続的な健康づくり活動を支援します。</p> <p>【運動教室と出前教室の参加者数（単年度・実数）】 25年度：62人 ⇒ 29年度：210人 【公園で健康づくり普及員の登録者数（累計）】 25年度：39人 ⇒ 29年度：139人</p>
49	<p>介護支援ボランティア事業 (保健福祉・介護保険課)</p>	<p>高齢者の社会参加や地域貢献を奨励・支援し、健康増進や生きがいづくりにつなげるため、高齢者が介護保険施設等でボランティア活動を行った場合に、その活動を評価してポイント化し、ポイントを換金又は寄付することができる事業を推進します。</p> <p>【ボランティア登録人数】 25年度：1,102人 ⇒ 29年度：2,000人</p>

50	地域介護予防活動支援事業 (保健福祉・健康推進課)	住民主体の介護予防に資する運動教室や閉じこもりがちな高齢者を対象に地域住民との交流を行う住民主体の通いの場などを充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを進めるため、当該活動について支援を行います。
51	【新規】 地域リハビリテーション活動 支援事業 (保健福祉・健康推進課)	地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、リハビリテーション専門職等が、通所、訪問、地域ケア会議等、住民運営の通いの場を訪問するなど介護予防を総合的に支援することでリハビリテーション支援技術の普及・啓発を図ります。
52	【新規】 ロコモ予防推進員養成事業 (保健福祉・健康推進課)	ロコモ予防を地域で普及啓発するボランティアを養成し、地域主体の介護予防活動を推進するとともに、推進員間の情報共有や交流などを図り、その活動の活性化を支援します。 【「ロコモ予防推進員」の登録者数(累計)】 29年度：390人
53	【拡充】 食生活改善推進員による 訪問事業 (保健福祉・健康推進課)	食生活改善推進員が地域の高齢者宅を訪問し、食事に関する状況確認や助言をすることで高齢者の低栄養予防の普及啓発を行います。 【訪問を実施する校区数】 26年度：17校区 ⇒ 29年度：94校区
再	認知症を予防するための 心と体の健康づくり事業 (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 No.71)
再	【新規】認知症支援・介護予防 を総合的に支援する拠点設置 (保健福祉・認知症対策室) (保健福祉・健康推進課)	(再掲 No.73)

（基本的な施策2）効果的な介護予防・生活支援の取組みの推進

より効果的な介護予防を図るため、事業対象者の把握方法の見直しに取り組み、要介護状態等となるおそれの高い高齢者の早期把握に努めます。また、介護予防事業（一次・二次予防事業）の事業内容を見直し、高齢者の心身の状態に応じた支援を充実させます。さらに、介護予防給付の一部（訪問介護、通所介護）及び介護予防事業（一次・二次予防事業）の「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」（介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業）への円滑な移行を図ります。

加えて、自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントを強化すべく、地域包括支援センターが地域ケア会議や研修を効果的に行います。

●効果的な介護予防事業の実施

No.	事業名 (担当課)	事業概要
54	通所型介護予防事業 (保健福祉・健康推進課)	<p>要介護状態等となるおそれの高い高齢者に対し、運動・口腔・栄養プログラムを効果的に組み合わせた教室を実施します。専門家が短期間（3カ月）に支援を行い、ADL、IADLの改善を目指します。</p> <p>※総合事業移行後は、要支援者や基本チェックリストといった簡易な形で要支援者相当と判断された高齢者に対して多様な担い手により提供されるサービスの一部となります。（在宅生活を支援するサービスの充実 参照）</p> <p>【教室参加者数】 25年度：763人 ⇒ 29年度：800人</p>
55	訪問等による 介護予防支援事業 (保健福祉・健康推進課)	<p>要介護状態等となるおそれの高い高齢者に対し、保健師、看護師等が訪問などを行い、高齢者の生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導を行う。</p> <p>※総合事業移行後は、要支援者や基本チェックリストといった簡易な形で要支援者相当と判断された高齢者に対して多様な担い手により提供されるサービスの一部となります。（在宅生活を支援するサービスの充実 参照）</p>

56	高齢者地域交流支援通所事業 (保健福祉・高齢者支援課)	閉じこもりがちな高齢者などへ、運動・栄養・口腔ケアの総合的なプログラムにより、できるだけ自立した状態が長く続くよう、市民センターで、サービスの提供を行います。
57	【新規】 介護予防効果測定評価事業 (保健福祉・健康推進課)	効果的・効率的な介護予防事業及び認知症予防事業を実施するため、介護予防・認知症予防等の有識者等に幅広く意見を聞きながら、事業内容の企画・検討、評価指標の設定・評価方法の検討等を行い、本市の介護予防・認知症予防事業の総合的な推進を図ります。

●介護予防・生活支援サービスの提供

No.	事業名 (担当課)	事業概要
再	【新規】介護予防・生活支援サービスの提供 (保健福祉・介護保険課)	(再掲 No.135)

●継続的な介護予防ケアマネジメントの実施

No.	事業名 (担当課)	事業概要
再	【拡充】地域包括支援センター運営事業 (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)	(再掲 No.103)

(基本的な施策3) 健康づくり・介護予防・生活支援サービスの基盤整備の推進

市民がより身近な場所で主体的・継続的に健康づくりに取り組むことができるよう、地域における健康づくりや介護予防活動のけん引役となる人材の育成・活動支援、地域のネットワークの連携強化、市民センターや公園など身近な施設を活用した健康づくり事業などに取り組み、地域における健康づくり・介護予防活動を促進します。

また、地域の特性に応じた、多様な主体による生活支援サービスの創出を促進していきます。

●地域主体の活動の促進・環境整備

No.	事業名 (担当課)	事業概要
58	高齢者支援のための 地域づくり事業 (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)	市民センターなどを拠点として、保健師とともに地域保健関係職員が、地域住民や関係機関と連携し、地域の実情に応じた保健福祉活動を協働で行います。この活動を通して地域福祉のネットワークづくりを支援します。
再	【拡充】地域包括支援センター 運営事業 (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)	(再掲 No.103)
再	【新規】地域相談支援事業 (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)	(再掲 No.64)
再	健康マイレージ事業 (保健福祉・健康推進課)	(再掲 No.38)
59	市民センターを拠点とした 健康づくり事業 (保健福祉・健康推進課)	市民センター等を拠点として、市民が主体となって地域の健康課題について話し合い、目標設定、計画づくり、実践、事業評価を一つのサイクルとした健康づくり事業を、まちづくり協議会が健康づくり推進員の会、食生活改善推進員協議会と連携し、医師会、歯科医師会、薬剤師会、栄養士会、行政(保健師等)などの協力により行います。 【実施まちづくり協議会数】 25年度：111団体 ⇒ 29年度：136団体
再	公園で健康づくり事業 (保健福祉・健康推進課)	(再掲 No.48)
60	健康づくりを支援する 公園整備事業 (建設・緑政課)	高齢者等の健康づくりのため、専門家の助言のもと、介護予防に効果的な7種類の健康遊具をセットで配置した拠点公園を整備します。

●健康づくり・介護予防に携わる人材の育成・支援

No.	事業名 (担当課)	事業概要
61	健康づくり推進員 養成・活動支援事業 (保健福祉・健康推進課)	地域における健康づくり・介護予防活動を推進するリーダーの育成のため、運動・栄養・休養に関する研修を行い、健康づくり推進員を養成します。また、健康づくり推進員が行う地域での健康づくり・介護予防に関する情報発信や、ウォーキング教室などの自主活動、知識の普及を支援します。 【健康づくり推進員を複数配置している市民センター数】 25年度：115センター ⇒ 29年度：129センター
62	食生活改善推進員 養成・活動支援事業 (保健福祉・健康推進課)	食を通じた健康づくり・介護予防活動を推進するリーダーの育成のため、食生活と生活習慣病などに関する研修を行い、食生活改善推進員を養成します。また、食生活改善推進員が行う地域での食と健康等に関する情報発信や、健康料理普及講習会、ふれあい昼食交流会などの活動を支援します。 【食生活改善推進員グループが活動拠点とする市民センター数】 25年度：121センター ⇒ 29年度：129センター
再	【拡充】介護予防に関する 普及・啓発事業 (保健福祉・健康推進課)	(再掲 No.42)
再	百万人の介護予防事業 (保健福祉・健康推進課)	(再掲 No.43)
再	公園で健康づくり事業 (保健福祉・健康推進課)	(再掲 No.48)
再	【新規】 □□モ予防推進員養成事業 (保健福祉・健康推進課)	(再掲 No.52)
再	【新規】地域リハビリテー ション活動支援事業 (保健福祉局・健康推進課)	(再掲 No.51)

目標②【支え合い】

高齢者と家族を見守り支え合うまち

【施策の方向性1】地域協働による見守り・支援

地域での見守りや支援の必要な高齢者に対応するため、既存の見守り支援ネットワークを中心に関係者間の連携促進や民間企業・団体とのネットワークづくりを推進するとともに、行政等が実施する様々な見守りにも取り組んでいきます。

(基本的な施策1) 見守り・支え合いネットワークの充実

今後さらに高齢化が進展し、対応困難な事案が増加する中、支援の必要な高齢者を身近な地域で見守り・支え合う仕組みに多世代が参加できるよう取り組むとともに、民生委員や福祉協力員等の地域のネットワークはもとより、市民と接する機会のある民間企業や地域団体等と連携した、いのちをつなぐネットワーク事業の強化を図り、地域社会全体で支援の必要な高齢者を見守り、支援していきます。

また、各区に地域支援コーディネーターを配置し、ふれあいネットワーク等の互助活動を推進するため、地域関係者と話し合い、地域での支え手の把握や掘り起こしを進めるとともに、いのちをつなぐネットワークや地域包括支援センター等の関係者と連携して、互助の基盤づくりを支援します。

さらに、地域での見守りや相談支援の中心である民生委員が抱える負担を軽減し、期待される役割を十分に担ってもらえる環境づくりを進めます。

●ネットワークを充実させるための取組み

No.	事業名 (担当課)	事業概要
63	いのちをつなぐ ネットワーク事業 (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)	地域におけるネットワークや見守りの仕組みを結びつけ、網の目を細かくしていくことで、支援が必要な市民を1人でも多く救えるよう、地域や民間企業・団体及び行政の力を結集して、地域福祉ネットワークの充実・強化を図ります。

64	<p>【新規】</p> <p>地域相談支援事業 (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)</p>	<p>地域の見守り・支援を強化するために、地域支援コーディネーターが地域に出向き、福祉協力員等の身近な地域の支え手の発掘や互助活動を支援します。</p> <p>【地域活動の普及・啓発】 29年度：12,480人</p>
65	<p>民生委員活動支援事業 (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)</p>	<p>民生委員は、地域において、高齢者への声かけや見守りなど、地域福祉活動における中心的な役割を担っています。少子高齢化の進行や、単身世帯の増加等の社会情勢の変化により、支援が必要な人が増加しており、民生委員への期待と負担が増加しています。今後、活動しやすい環境づくりを目指し、支援の充実を図ります。</p>
66	<p>小地域福祉活動の推進 (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)</p>	<p>住民が主体となり地域での見守り・支え合いを行う小地域福祉活動を推進するため、北九州市社会福祉協議会が取り組んでいる「ふれあいネットワーク活動」に対し補助金を交付し、活動の充実・強化を図ります。</p> <p>【校（地）区社協活動メニュー事業の実施校（地）区数】 25年度：105校（地）区 ⇒ 29年度：全校（地）区</p>
再	<p>保健・医療・福祉・地域 連携システムの推進 (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)</p>	<p>(再掲 No.112)</p>

●行政が実施する様々な見守り

No.	事業名 (担当課)	事業概要
67	<p>高齢者住宅等安心確保事業 (保健福祉・高齢者支援課)</p>	<p>ふれあいむら市営住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅に、高齢者の安否確認や生活相談などを行う、生活援助員を派遣し、高齢者の安心を確保します。</p> <p>【対象戸数】 25年度：322戸 ⇒ 29年度：352戸</p>

68	市営住宅ふれあい巡回事業 (建築都市・住宅管理課)	市営住宅に居住する高齢者が安心して住めるように、「ふれあい巡回員」が市営住宅を巡回し必要な住宅管理業務を行いながら、市営住宅に住む65歳以上単身者を訪問し、抱えている悩みなどの相談先を助言します。
69	いきいき安心訪問の充実 (消防・警防課)	女性消防団員が2人1組となって、一人暮らしの高齢者宅を訪問し、防火防災に関する指導や、家庭内救急事故の予防指導等を実施することにより、火災や重大な事故の発生を未然に防ぐことを目的としています。また、訪問の際に緊急通報システムの設置等も紹介し、有事の際に迅速に対応できるようにしています。 【高齢者訪問世帯数】 25年度：2,440世帯 ⇒ 29年度：2,464世帯
70	緊急通報システム事業 (消防・予防課)	在宅の高齢者や重度障害者等の家に緊急通報装置を設置し、緊急事態が生じた際、24時間体制の消防指令センターへ通報されるとともに、地域の協力員による援助を得て救助に当たる等、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援しています。

【施策の方向性2】総合的な認知症対策の推進

国は、平成24年9月に「認知症施策推進5か年計画（通称：オレンジプラン）」を公表し、各自治体において、この計画に沿った認知症対策事業の計画の策定と実施を求めました。

さらに、平成27年1月には、国家戦略として「認知症施策推進総合戦略（通称：新オレンジプラン）」を公表し、今後、関係府省庁が連携し、認知症高齢者等の日常生活全体を支えるように取り組んでいくこととしました。

本市では、「北九州市認知症施策推進計画（通称：北九州市版オレンジプラン）」を策定し、「市民一人ひとりが、認知症を正しく理解し、誰もが安心して暮らせる『みんなで支えあうまち』」を基本理念に、①「市民一人ひとりが認知症のことを正しく理解する」②「認知症の状態に応じた認知症の人とその家族を支援するための仕組みづくり（連携強化）」③「認知症の人とその家族を地域で支える人材を育成する」④「高齢者の権利・尊厳を尊重する」を基本方針として、認知症施策を進めていきます。

（基本的な施策1）認知症予防の充実・強化

ア 市民の予防に関する知識と意識の向上

認知症は予防することが可能な疾患であること、また、認知症になっても適切なケアと生活習慣の改善、治療等により進行の速度を遅らせることが大切であるということを理解できるように、一層の啓発や広報活動、学習機会の確保に取り組みます。

イ 生活習慣病・介護予防と一体化した取組みの推進

認知症を予防するには、脳の血管を守ること、脳の血液の流れをスムーズにすること、脳の細胞を活性化させることが大切といわれており、これは、生活習慣病予防・介護予防と同様です。生活習慣病予防対策や介護予防対策は長期的にみると認知症予防対策ともいえます。

本市では、平成25年に策定した「北九州市健康づくり推進プラン（計画期間：平成25年度～29年度）」に基づき、生活習慣病予防、重症化予防、介護予防、健康づくりの各施策・事業を推進しています。今後、こうした取組みを認知症予防施策と一体的かつ総合的に進めていく拠点の整備を検討するとともに、各施策をさらに充実させ、市民の生涯を通じた認知症予防対策を推進します。

●市民の予防に関する知識と意識の向上

No.	事業名 (担当課)	事業概要
71	認知症を予防するための 心と体の健康づくり事業 (保健福祉・認知症対策室)	地域住民が主体的に認知症予防に取り組むことができるように、認知症予防のための活動支援を行う人材である「認知症予防ファシリテーター」を養成するとともに、生活習慣病予防の視点を取り入れた教室や講演会を実施します。
72	認知症啓発・早期発見事業 (保健福祉・認知症対策室)	認知症の正しい理解と啓発のため、ハンドブックの作成や街頭啓発などを行います。また、認知症の早期発見を図るため、市民が簡単にチェックできるツールを作成します。
再	【拡充】認知症サポーター キャラバン事業 (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 No.80)

●生活習慣病・介護予防と一体化した取組みの推進

No.	事業名 (担当課)	事業概要
73	【新規】 認知症支援・介護予防を総合的に 支援する拠点設置 (保健福祉・認知症対策室) (保健福祉・健康推進課)	市民一人ひとりが認知症の予防や早期発見が重要であることを理解し、それらの活動を実践するために、認知症支援・介護予防を総合的に支援する拠点施設の設置を検討します。
74	健康教育 (保健福祉・健康推進課)	生活習慣病や慢性閉塞性肺疾患(COPD)などの健康課題について、正しい知識の普及と健康意識の向上のために区役所等で集団健康教育を行います。また、生活習慣の改善等が必要な方に対して生活習慣病の予防・重症化予防のために個別健康教育を行います。
再	北九州市国民健康保険 特定健診・特定保健指導 (保健福祉・健康推進課)	(再掲 No.41)

再	市民センターを拠点とした 健康づくり事業 (保健福祉・健康推進課)	(再掲 No.59)
再	【拡充】介護予防に関する 普及・啓発事業 (保健福祉・健康推進課)	(再掲 No.42)
再	百万人の介護予防事業 (保健福祉・健康推進課)	(再掲 No.43)
再	高齢者のための筋力向上 トレーニング啓発事業 (保健福祉・健康推進課)	(再掲 No.44)
再	お口の元気度アップ事業 (保健福祉・健康推進課)	(再掲 No.45)
再	高齢者食生活改善事業 (保健福祉・健康推進課)	(再掲 No.46)
再	高齢者支援のための 地域づくり事業 (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)	(再掲 No.58)

(基本的な施策2) 認知症高齢者の地域での生活を支える医療・介護体制の構築

ア 早期発見・早期対応

認知症は、早期発見・早期対応が重要であり、そのことを本人のみならず家族や周囲の人たちが理解し、必要な医療や介護サービスにつなげていくことが必要です。

そのため、市民誰もが認知症のチェックができて早期発見につながる仕組みづくりを進めます。

また、本市では、認知症に関して不安を感じた人やその家族が気軽に受診できるよう、平成12年度から認知症の専門外来として「ものわすれ外来」(平成25年度末：44医療機関)を設置していますが、今後も「ものわすれ外来」とのさらなる連携を図りながら、かかりつけ医の認知症の対応力向上にも取り組み、認知症の予防から早期発見・早期対応までスムーズに行える受診体制の構築を目指します。

さらに、医療や介護に関する専門職が、認知症の疑いがある人や認知症の人及びその家族を訪問し、初期支援を包括的・集中的に行う「認知症初期集中支援チーム」

を設置し、地域包括支援センターと連携して早期対応の強化に取り組みます。

イ 地域での生活を支える医療・介護サービスの構築

認知症の人の地域での生活を支えるためには、切れ目なく適切なタイミングで提供される医療・介護サービスが必要です。

本市では、認知症の発症初期から状況に応じて、医療と介護が一体となった支援体制を構築するため、ものわすれ外来協力医療機関の医師が順次、認知症サポート医となり、関係者と協力して地域で活動しています。

今後、認知症の人への支援を強化するためにサポート医の養成を続けるとともに、24時間対応を含めた在宅介護の支援体制の拡充を図っていきます。

また、認知症に起因する行動・心理症状に対応するため、認知症の人を受け入れる医療機関や介護施設と連携をとりながら、鑑別診断及び急性期対応、専門医療相談等を実施するための拠点である「認知症疾患医療センター」を増設し、市内全域で対応できる体制の構築に取り組みます。

ウ 医療と介護の連携強化

認知症の人が在宅生活を継続していくうえで、急性期対応はもちろんですが、病院等から退院した後の在宅生活を支援するため、往診できる医師等の派遣調整や在宅医療に関する診療所等の情報を、本人をはじめ介護者や関係者に提供する仕組みづくりが必要です。

そのため、ICT（情報通信技術）を活用する等、医療関係者と介護関係者が日頃から情報共有を行い、スムーズに連携して、医療・介護サービスを一体的に提供できる環境づくりに取り組みます。

エ 医療・介護サービスを担う人材の育成

医療機関や介護施設の中には、人員体制が整わないことに加えてスタッフの認知症に対する理解が十分でないために、合併症等を有する認知症の人の入院や入所が困難な場合があります。

また、認知症の人に対するケアが標準化されず、個人的な経験に依拠するものや、介護サービスが必要な連携がされないまま提供されていることもあります。

そのため、医療・介護従事者の意識の向上や対応力の向上等に取り組みます。

●早期発見・早期対応

No.	事業名 (担当課)	事業概要
75	認知症の早期発見・早期対応促進事業 (保健福祉・精神保健福祉センター)	精神科、神経内科、脳神経外科、内科などの市内の医療機関の協力により高齢者が気軽に受診できる専門外来として「ものわすれ外来（認知症についての外来窓口）」を設置し、かかりつけ医と連携しながら、認知症の早期発見・早期対応を目指します。 また、認知症サポート医、協力医療機関担当医及びかかりつけ医を対象とした各研修の実施により、専門性の向上と関係機関の連携を図ります。 【「ものわすれ外来」協力医療機関数】 25年度：44 機関 ⇒ 29年度：44 機関
再	認知症啓発・早期発見事業 (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 No.72)
76	【新規】 認知症初期集中支援事業 (保健福祉・認知症対策室)	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築を目指します。 【認知症初期集中支援チームの設置数】 29年度：4 チーム
再	【拡充】 地域包括支援センター 運営事業 (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)	(再掲 No.103)

●地域での生活を支える医療・介護サービスの構築

No.	事業名 (担当課)	事業概要
77	【拡充】 認知症疾患医療センター 運営事業 (保健福祉・認知症対策室)	認知症に対する保健医療水準の向上を図るため設置した「認知症疾患医療センター」を有効に活用し、保健・医療・介護機関などと連携を図りながら、認知症に関する鑑別診断、急性期医療、専門医相談、研修などを実施します。また地域における認知症ケア体制の強化を目指します。 【認知症疾患医療センターの設置数】 25年度：1か所 ⇒ 29年度：4か所
再	【新規】 認知症初期集中支援事業 (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 No.76)

●医療と介護の連携強化

No.	事業名 (担当課)	事業概要
再	地域リハビリテーション 連携推進事業 (保健福祉・保健医療課)	(再掲 No.113)
再	認知症啓発・早期発見事業 (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 No.72)
再	【新規】 在宅医療・介護連携推進事業 (保健福祉・保健医療課)	(再掲 No.108)

●医療・介護サービスを担う人材の育成

No.	事業名 (担当課)	事業概要
78	病院勤務者向け 認知症研修事業 (保健福祉・認知症対策室)	病院勤務者に対し、認知症の人や家族に対応するために必要な基礎知識や、病院における認知症の人の手術や処置などの適切な実施の確保を図ることを目的とした研修を行います。 【研修受講者数（単年度）】 29年度：100人
79	認知症介護研修事業 (保健福祉・介護保険課)	認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図るため、事業所の指導的立場にある人及び介護実務者に対し、認知症高齢者の介護に関する研修を実施します。 【受講者数】 25年度：523人 ⇒ 29年度：540人
再	認知症の早期発見・早期対応促進事業 (保健福祉・精神保健福祉センター)	(再掲 No.75)
再	【新規】 認知症初期集中支援事業 (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 No.76)

(基本的な施策3) 認知症高齢者の地域での日常生活・家族支援の強化

ア 認知症の正しい理解の普及促進

認知症の人の地域での生活を見守り、支えていくためには、認知症の人に関わる全ての人々が認知症を正しく理解し、適切に対応できるようになることが重要です。

そのため、認知症の人を支援する際の参考となるような様々な事例を紹介する等積極的な普及啓発を行います。

また、認知症に対する理解を広げるため、市民10万人が認知症サポーターになることを目指すとともに、すでに認知症サポーターとなっている人のスキルアップを図り、身近なところで困っている認知症の人に対して手を差し伸べることができる環境づくりに取り組めます。

イ 介護家族への支援

認知症の人を介護する家族の負担を軽減するためには、身近なところで家族の訴えを受け止め、適切な相談・支援を行うための仕組みづくりが重要です。

また、医療や介護の関係者が互いの役割・機能を十分に理解し、連携して対応する体制の構築や介護者同士の交流の輪を広げていくことも必要です。

そのため、「高齢者見守りサポーター事業」や「認知症コールセンター事業」、専門職による実践的な介護・介助に関する介護教室等の充実に取り組みます。

ウ 認知症高齢者の安全確保

認知症による行動・心理症状の一つとして『徘徊』があります。北九州市内の警察署が行方不明者届を受理した件数のうち、認知症が原因と思われるものも多数あり、その中には、自力で帰宅された人や無事に保護された人もいますが、今もなお行方不明の人や、亡くなって発見される人もいます。

こうした状況を改善していくため、関係機関はもとより、地域や民間企業・団体等と連携して認知症高齢者の安全対策に取り組みます。

また、認知症高齢者の「徘徊」行動を市民によく理解してもらうため、徘徊検索模擬訓練を各区で進めていくとともに、行方不明になった人の情報を認知症サポーター等に電子メールで連絡し、捜索協力を依頼する「認知症サポーターメール」の登録者数を増加し、行方不明者の早期発見・早期保護につなげる等、認知症高齢者の安全確保に取り組みます。

エ 地域での日常生活の支援

認知症の人やその家族が日常生活を送るうえで、必要な情報を身近なところで入手できることが重要です。

そのため、医療・介護サービス等の社会資源の情報を整理し、パンフレットやホームページ等で積極的に情報発信することで、認知症に関する相談窓口やサービス等の情報を入手しやすい環境づくりを進めます。

また、こうした社会資源をどのように活用すればよいのか、認知症の人やその家族、地域関係者等が分かるように、認知症ケアパスの作成・普及に取り組みます。

●認知症の正しい理解の普及促進

No.	事業名 (担当課)	事業概要
80	【拡充】認知症サポーター キャラバン事業 (保健福祉・認知症対策室)	認知症の人やその家族を地域で温かく見守り、支える「認知症サポーター」の養成に取り組みます。 また、サポーターメール配信の周知や、フォローアップ研修を実施し、サポーターの活動機会の拡大に取り組みます。 【認知症サポーター養成数(累計)】 25年度：43,998人 ⇒ 29年度：70,000人
再	地域リハビリテーション 連携推進事業 (保健福祉・保健医療課)	(再掲 No.113)
再	【新規】 徘徊搜索模擬訓練普及事業 (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 No.81)
再	認知症啓発・早期発見事業 (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 No.72)

●介護家族への支援

No.	事業名 (担当課)	事業概要
再	【新規】 認知症カフェ普及促進事業 (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 No.87)
再	高齢者見守りサポーター 派遣事業 (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 No.98)
再	【拡充】 認知症コールセンター (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 No.95)

再	認知症介護家族交流会事業 (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 No.94)
再	【拡充】 認知症サポーターキャラバン 事業 (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 No.80)
再	【拡充】 地域包括支援センター 運営事業 (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)	(再掲 No.103)
再	「介護マーク」普及事業 (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 No.101)
再	介護教室の開催 (保健福祉・障害福祉センター)	(再掲 No.99)

●認知症高齢者の安全確保

No.	事業名 (担当課)	事業概要
81	【新規】 徘徊搜索模擬訓練普及事業 (保健福祉・認知症対策室)	認知症高齢者等が行方不明になったという設定のもと、地域が一体となって搜索活動の訓練を行えるよう取り組みを推進し、徘徊高齢者の早期発見につなげます。 【模擬訓練実施区の拡大】 29年度：7区
82	徘徊高齢者等位置探索 サービス事業 (保健福祉・認知症対策室)	GPSを利用した24時間365日対応の位置探索システムにより、徘徊高齢者等を介護している家族からの依頼に基づき、現在地の情報を家族へ提供します。 【サービス利用登録者数】 25年度：85人 ⇒ 29年度：120人

83	徘徊高齢者等 SOS ネットワークシステム事業 (保健福祉・認知症対策室)	徘徊高齢者の早期安全確保のために、警察、認知症サポーター、タクシー会社等と連携したネットワークの構築を行います。 また、メール配信登録者数の増加を目指します。 【登録者数】 25年度：933人 ⇒ 29年度：1,100人
84	徘徊高齢者等一時保護事業 (保健福祉・認知症対策室)	徘徊行動により保護された高齢者等が、身元不明である場合に、特別養護老人ホームにおいて一時的に保護することにより、高齢者等の安全確保を図ることを目的とします。
再	民生委員活動支援事業 (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)	(再掲 No.65)
再	緊急通報システム事業 (消防・予防課)	(再掲 No.70)
再	北九州市オレンジ会議開催 (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 No.93)
再	いのちをつなぐ ネットワーク事業 (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)	(再掲 No.63)

●地域での日常生活の支援

No.	事業名 (担当課)	事業概要
85	【拡充】 認知症地域支援推進員 (保健福祉・認知症対策室)	認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するため、医療・介護・行政などのネットワークのコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を配置します。 【認知症地域支援推進員配置数】 25年度：1人 ⇒ 29年度：2人

再	【新規】 地域相談支援事業 (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)	(再掲 No.64)
86	【新規】 認知症ケアパス作成普及事業 (保健福祉・認知症対策室)	認知症の進行度に応じた、適切なサービスの流れを 確立させるため、「認知症ケアパス」を作成し、普 及を図ります。
87	【新規】 認知症カフェ普及促進事業 (保健福祉・認知症対策室)	認知症の人を支える仕組みやつながりを支援し、認 知症の人の家族の介護負担の軽減などを図るため、 認知症の人とその家族、地域住民、専門職等の誰も が参加でき、集う場である「認知症カフェ」の普及 を促進します。 【認知症カフェ運営箇所数】 29年度：7区
再	【拡充】 認知症サポーター キャラバン事業 (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 No.80)
88	認知症に関する実態調査 (保健福祉・認知症対策室)	認知症の人(若年性認知症を含む)や家族介護者の 実態・ニーズ及び医療機関や介護事業者の状況を把 握するなど、今後の認知症対策の基礎資料を得るこ とを目的とした実態調査を行います。
再	【新規】 認知症初期集中支援事業 (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 No.76)
再	【拡充】認知症疾患医療 センター運営事業 (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 No.77)
再	【新】 在宅医療・介護連携推進事業 (保健福祉・保健医療課)	(再掲 No.108)

(基本的な施策4) 若年性認知症施策の強化

ア 早期発見・早期診断

若年性認知症は進行が早く、就労している人であれば、本人や家族の生活、さらに職場に及ぼす影響も大きいことから、家庭はもとより、職場での気づきも重要となります。

そのため、若年性認知症の人やその家族、支援者向けのパンフレット等の作成・配布や、産業医をはじめとした企業向け研修会等を開催して、若年性認知症への理解の促進や早期発見・早期診断の仕組みづくり等に取り組みます。

イ 若年性認知症の支援体制の強化

若年性認知症の場合、利用できるサービスが分かりにくく、必要なサービスにつながっていないことがあると考えられます。そのため、医療・介護従事者はもとより市民が若年性認知症を正しく理解し、いざというときの相談窓口や利用可能なサービス等の情報を知っておくことが重要です。

また、若年性認知症の人やその家族が励ましあい、介護について学ぶ機会の確保も必要です。

そのため、認知症の人が安全に安心して過ごすことができ、介護家族の負担軽減につながるような居場所づくりや交流会の開催、必要な医療・介護サービスがスムーズに提供できる体制づくり等に取り組みます。

●早期発見・早期診断

No.	事業名 (担当課)	事業概要
再	若年性認知症支援者向け研修 (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 No.92)
89	若年性認知症対策事業 (保健福祉・認知症対策室)	若年性認知症への理解や早期受診に向け、若年性認知症の人と家族、支援者向けのパンフレットやリーフレット等の作成・配布を行います。
90	【新規】 企業を中心とした 市民への啓発 (保健福祉・認知症対策室)	職場での早期発見につなげられるよう、作成したパンフレットやリーフレットなどの配布、支援者向け研修会への呼びかけを行います。

●若年性認知症の支援体制の強化

No.	事業名 (担当課)	事業概要
再	【拡充】認知症疾患医療 センター運営事業 (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 No.77)
91	若年性認知症介護家族 交流会事業 (保健福祉・認知症対策室)	若年性認知症の人を介護している家族を対象として、家族同士が励まし合い、認知症の介護について学び合うための交流会を開催していきます。 【交流会開催回数】 25年度：5回 ⇒ 29年度：6回
92	若年性認知症支援者向け研修 (保健福祉・認知症対策室)	若年性認知症の人が安心して日々を過ごしていけるよう、支援者の理解・対応力の向上を図るための研修会を開催していきます。 【研修開催回数】 25年度：1回 ⇒ 29年度：年1回
再	【拡充】認知症地域支援 推進員 (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 No.85)
再	認知症に関する実態調査 (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 No.88)
再	【新規】 認知症カフェ普及促進事業 (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 No.87)

(基本的な施策5) 地域・民間・行政が一体となった認知症対策の推進

ア 協働の取組みの推進

認知症の人やその家族が求めるニーズにきめ細やかに対応するためには、地域・民間・行政が協働して認知症の人や家族を地域社会全体で支える体制を構築することが求められます。

そのため、地域住民や医療・介護関係者はもとより小中学校をはじめとする教育機関や民間企業等に対しても予防も含めた認知症の正しい理解の促進を図るとともに、民間企業等に対しては認知症の家族を介護している働き手への理解と支援の

必要性についての啓発に取り組みます。

また、徘徊高齢者等の問題に関しても、個人情報取り扱いや安全確保に十分に留意しながら、スムーズな連携ができる体制づくりを進めます。

さらに、誰もが認知症を身近に感じ、理解を深め、認知症に対する偏見や誤解等をなくすために、認知症の人とその家族、地域住民等と一緒に活動できる環境づくりに取り組みます。

●協働の取組みの推進

No.	事業名 (担当課)	事業概要
93	北九州市オレンジ会議開催 (保健福祉・認知症対策室)	総合的な認知症対策を推進するため、庁内・外の関係部局による会議体を設置し、地域・民間・行政等が協働して、認知症を地域全体で支える体制を構築します。
再	いのちをつなぐ ネットワーク事業 (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)	(再掲 No.63)
再	【新規】 認知症カフェ普及促進事業 (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 No.87)
再	【拡充】認知症サポーター キャラバン事業 (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 No.80)
再	認知症啓発・早期発見事業 (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 No.72)
再	【新規】 徘徊搜索模擬訓練普及事業 (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 No.81)

【施策の方向性3】高齢者を支える家族への支援

認知症など介護が必要な高齢者が、住み慣れた地域で心豊かに生活していくためには、介護保険などの公的なサービスとあわせて、家族など身近な人による見守りや介護が支えとなります。

しかしながら、高齢者を介護する家族においては、「将来への不安」「身体的な負担感」「孤立感（他に介護を任せる人がいない）」など、様々な悩みを抱えながら介護にあたっている現状があります。

また、高齢者が高齢者を介護する、いわゆる「老老介護」の介護負担や社会的孤立の問題、現役世代が親の介護のために離職する「介護離職」問題、男性の介護への参画促進による女性の介護負担軽減などを考えていく必要があります。

こうした現状を踏まえ、家族介護者の介護に対する負担感や不安を軽減し、地域社会全体で高齢者と家族を共に支える体制づくりを推進します。

（基本的な施策1）家族介護者の見守り・支え合いネットワークの充実

高齢者を支える家族を支援していくためには、まず、家族介護者の介護負担の状態に支援者が「気付く」ことが重要です。

そのため、民生委員活動支援事業や小地域福祉活動の推進において、民生委員や福祉協力員が、ひとり暮らし高齢者はもとより、高齢者のみの世帯で、特に介護を行っている世帯については積極的に声かけを行うなど、見守りの強化ができるよう支援します。また、いのちをつなぐネットワーク事業では、地域包括支援センター等と連携して、民生委員等からの相談に対応していますが、特に「老老介護」に関する相談について、更なる連携強化を図ります。さらに、地域相談支援事業で、民生委員や福祉協力員等の活動を支援するほか、保健・医療・福祉・地域連携システムでは、講演会や研究会等を通じ、市民の「老老介護」に対する意識の向上を図ります。

●見守り・支え合いネットワークを充実させるための取組み

No.	事業名 (担当課)	事業概要
再	民生委員活動支援事業 (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)	(再掲 No.65)

再	小地域福祉活動の推進 (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)	(再掲 No.66)
再	いのちをつなぐ ネットワーク事業 (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)	(再掲 No.63)

●地域における互助活動を推進するための支援

No.	事業名 (担当課)	事業概要
再	【新規】地域相談支援事業 (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)	(再掲 No.64)
再	保健・医療・福祉・地域 連携システムの推進 (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)	(再掲 No.112)

(基本的な施策2) 在宅介護サービス提供者の家族介護者理解の推進

家族が介護を行っている世帯に、既に介護関係者が関わっている場合、また、これから関わる場合、介護関係者が家族介護者の介護力に「気付く」ことができれば、その後、関係機関と連携し、その世帯の状態に応じた支援を行うことができます。

このため、介護サービス従事者や介護サービス事業経営者への研修において、「気付き」の意識を高めてもらうよう、家族介護者の高齢化の現状や課題等について啓発を行い、介護サービス提供者の家族介護者に対する理解を深める取組みを進めます。

●人材の育成

No.	事業名 (担当課)	事業概要
再	介護サービス従事者への研修 (保健福祉・介護保険課)	(再掲 No.128)
再	介護サービス事業経営者 への研修 (保健福祉・介護保険課)	(再掲 No.130)

(基本的な施策3) 高齢者を介護する家族への相談体制の強化

高齢者を介護する家族の不安や負担を軽減するため、家族同士の交流の機会の提供を行い、同じ悩みを抱える家族介護者の仲間づくりを通じて孤立感の解消を図ります。

また、介護や認知症についての知識や、介護保険などのサービス・制度について、身近な相談やきめ細やかな情報提供を行うとともに、相談窓口の広報や情報発信をさらに進めていくなど、相談体制を強化します。

特に、「老老介護」など、こころの相談については、相談者の不安や悩みに寄り添った傾聴を行い、相談者に気になる点があれば、関係機関に情報提供を行って、適切な支援が行われるよう連携体制を整えていきます。

●介護者相互の交流機会の提供

No.	事業名 (担当課)	事業概要
94	認知症介護家族交流会事業 (保健福祉・認知症対策室)	認知症の人を介護している家族を対象として、家族同士が励ましあい、認知症の介護について学び合うための交流会を開催していきます。 【交流会開催回数】 25年度：年6回開催 ⇒ 29年度：年6回開催
再	【新規】 認知症カフェ普及促進事業 (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 No.87)

●行政等による相談窓口機能の充実

No.	事業名 (担当課)	事業概要
再	【拡充】 地域包括支援センター 運営事業 (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)	(再掲 No.103)

95	【拡充】 認知症コールセンター (保健福祉・認知症対策室)	認知症の人やその家族がかかえる不安や悩みなどが気軽に相談できるよう、認知症介護経験者等が対応するコールセンターを設置し、認知症の人や家族への精神面での効果的な支援を行います。また、認知症に限らず、介護する家族が抱える悩みにも対応することを検討します。 【相談件数】 25年度：311件 ⇒ 29年度：300件
再	あんしん法律相談事業 (保健福祉・高齢者支援課)	(再掲 No.147)
96	高齢者排泄相談事業 (保健福祉・認知症対策室)	主に尿もれや頻尿など、排泄に関して悩みのある高齢者やその家族、あるいはかかりつけ医やケアマネジャーなどが気兼ねなく相談できる排泄ケアの専門相談窓口として、「電話相談」と「相談会」を実施します。また、高齢者の排泄ケアに関する知識の普及・啓発のため、研修会などを開催します。 【相談人数】 25年度：262人 ⇒ 29年度：250人
再	介護サービス相談員派遣事業 (保健福祉・介護保険課)	(再掲 No.105)

●不安、悩みなどのこころの相談窓口機能の充実

No.	事業名 (担当課)	事業概要
再	心配ごと相談所運営委託事業 (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)	(再掲 No.106)
97	自殺予防こころの相談電話 (保健福祉・精神保健福祉センター)	自殺を含む、こころの悩みなど、匿名で気軽に利用できる専用回線の電話相談に臨床心理士等が応じます。必要に応じて、地域資源などの提供も行います。

(基本的な施策4) 高齢者を介護する家族を支えるサービスの充実と環境整備

家族介護者の負担の軽減を図るため、高齢者を介護する家族に向けてのサービスを充実させます。また、男性の介護への参画を進め、女性の介護負担の軽減を図ります。

さらに、就労している家族介護者の負担を軽減するため、企業等の事業者に対し、ワーク・ライフ・バランスに関する出前セミナーやアドバイザー派遣を行うなど、仕事と介護等との両立への理解を促進し、就労しやすい職場環境づくりを働きかけます。

●高齢者を介護する家族を支えるサービス

No.	事業名 (担当課)	事業概要
98	高齢者見守りサポーター 派遣事業 (保健福祉・認知症対策室)	認知症など的高齢者を介護している家族の精神的・身体的負担を軽減するため、研修を受講したボランティアが、高齢者の自宅を訪問し、見守りや話し相手を行います。 【サービス利用登録者数】 25年度：58人 ⇒ 29年度：90人
99	介護教室の開催 (保健福祉・障害福祉センター)	実践的な介護・介助方法や介護の心得などについて介護福祉士、理学療法士、作業療法士、歩行訓練士などが指導します。
100	ケアメン養成講座の開催 (子ども家庭・男女共同参画推進課)	男性を対象に、介護や家事に関する基礎知識を習得し、同じ悩みを抱える仲間とのネットワークづくりをサポートすることを目的として講座を開催します。また、わかりやすい冊子による啓発を行います。
再	在宅高齢者等 おむつ給付サービス事業 (保健福祉・高齢者支援課)	(再掲 No.138)
再	在宅高齢者等寝具洗濯 乾燥消毒サービス事業 (保健福祉・高齢者支援課)	(再掲 No.139)

●高齢者を介護する家族を支える環境の整備

No.	事業名 (担当課)	事業概要
再	【拡充】認知症サポーター キャラバン事業 (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 No.80)
101	「介護マーク」普及事業 (保健福祉・認知症対策室)	外出先で介護していることを示す「介護マーク」を 在宅で介護している家族等のうち希望者に配布し、 周囲から受ける偏見や誤解の目の解消を図ります。
102	企業等でのワーク・ライフ・ バランスの取組み支援 (子ども家庭・男女共同参画 推進課)	企業等の事業者に対して、仕事と介護等との両立へ の一層の理解を働きかけていくため、企業等への出 前セミナーやアドバイザー派遣等を通じて現役世 代への情報発信や社員等の介護への理解の促進を 図ります。

目標③【安心】

住み慣れた地域で安心して暮らせるまち

【施策の方向性1】身近な相談と地域支援体制の強化

単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者の増加などに伴い、相談内容が複雑かつ多様化し、在宅医療や認知症対策、虐待対応等、高度な専門性が必要な案件が増加しています。

また、家族等による日々の支援がないため、生活上の些細な困りごとを支えることが必要な高齢者も増加しています。

高齢者ができる限り住み慣れた地域で健やかに安心して暮らせるように、地域包括支援センターを中心に、保健・医療・福祉・地域関係者の連携を強化し、身近なところで気軽に相談できる体制づくりを進めます。また、高齢者に適切なサービスを提供できるように、地域包括支援センター職員がより多くの専門職と連携しスキルアップに取り組むとともに、地域特性を活かしたサービス提供の充実に取り組めます。

(基本的な施策1) 地域包括支援センターを中心とした身近な地域での相談と支援体制の充実

高齢者の複雑かつ多様化する相談に適切に対応するため、地域包括支援センターの機能強化・相談体制の更なる充実を図ります。

高齢者が身近な地域で気軽に相談できるように、地域包括支援センター職員が市民センターを巡回して相談を受ける窓口（地域包括支援センターブランチ）を順次設けるなど、重層的な相談支援体制づくりを進めます。

また、地域包括支援センターで地域ケア会議を開催し、事例検討から地域に共通する課題を発見・把握して、会議を積み重ねる中で地域関係者等とのネットワークの構築を推進していきます。

●地域包括支援センターの運営

No.	事業名 (担当課)	事業概要
103	<p>【拡充】</p> <p>地域包括支援センター 運営事業 (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)</p>	<p>高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、相談窓口としての周知をより一層図りつつ、全ての市民センターを巡回し、曜日を決めて、高齢者や家族、関係者などからの、保健・医療・福祉や権利擁護に関する幅広い相談に応じます。相談には、自宅を訪問するなど迅速に対応するとともに、「老老介護」などの家族介護のアセスメントや地域ケア会議の開催などを通じて、適正にケアマネジメントを実施します。また、関係機関や地域団体、区役所などと適切に連携し、多くの専門職や NPO やボランティアによる支援にも結びつけ、地域包括ケアシステム構築を中心となって推進します。</p> <p>【地域における啓発活動】 25 年度：20,435 人 ⇒ 29 年度：27,000 人 【地域包括支援センター相談件数】 25 年度：179,974 件 ⇒ 29 年度：188,000 件</p>

●様々な相談窓口機能の充実

No.	事業名 (担当課)	事業概要
104	<p>高齢者住宅相談事業 (保健福祉・高齢者支援課)</p>	<p>各区役所において、介護を必要とする高齢者の住まいの改良に関する一般的な相談や、高齢者仕様の住宅建築などに関する専門的な相談に応じ、これらの方々の在宅生活を支援します。</p>

105	介護サービス相談員派遣事業 (保健福祉・介護保険課)	介護保険施設などの介護サービス現場に、利用者・家族と事業所との橋渡し役として相談員を派遣し、利用者・家族からの相談に応じ、疑問・不満・不安の解消を図ります。 【派遣施設・事業所数】 25年度：130か所 ⇒ 29年度：130か所
106	心配ごと相談所運営委託事業 (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)	高齢者などの生計や家庭に関する問題など、民生委員が主体となって様々な心配ごとの相談に応じる「よろず相談」として、区役所や生涯学習センターなど、市民の身近なところで気軽に相談できる窓口を設置します。 【心配ごと相談所での相談件数】 25年度：1,129件 ⇒ 29年度：700件
107	出張所の機能強化 (市民文化スポーツ・区政課)	市民サービスの向上を図るため、大里、曾根、島郷、折尾、上津役、八幡南出張所の保健福祉相談窓口において、高齢者福祉、福祉医療、障害者福祉などに関する相談対応や申請書の受付を行います。 【各出張所の保健福祉相談窓口における相談件数】 25年度：27,794件 ⇒ 29年度：30,000件

(基本的な施策2) 保健・医療・福祉・地域の連携強化

今後増加が見込まれる高齢者の在宅での療養生活を支えるため、在宅医療・介護連携の中核的役割を担う「在宅医療連携拠点」を設置し、在宅医療と介護の連携をさらに推進していきます。

また、保健・医療・福祉関係者、地域住民、行政などが連携しながら、「在宅介護」「認知症対策」「健康づくり」など、様々な課題に主体的に取り組む体制づくりを進めます。

●在宅医療・介護連携の推進

No.	事業名 (担当課)	事業概要
108	<p>【新規】 在宅医療・介護連携推進事業 (保健福祉・保健医療課)</p>	<p>在宅医療連携拠点を整備し、在宅医療に関する専門相談への対応や多職種連携(情報共有の仕組みづくり、多職種連携研修など)の推進にかかる取組みを行います。また、在宅同行訪問研修や円滑な退院調整への支援を実施し、病院と在宅医療提供機関との連携を推進します。さらに、在宅医療にかかる診療所等の情報集約、在宅医療従事者研修、普及啓発講演会等を実施し、人材育成と普及啓発を図ります。あわせて、在宅医療連携拠点の評価を行う仕組みの導入を検討するほか、在宅医療資源調査等を活用し、評価指標・目標値を設定するなど、在宅医療と介護の連携を推進します。</p> <p>【在宅看取り率】 25年度：11.7% ⇒ 29年度：13.0%</p>
109	<p>かかりつけ医の普及啓発 (保健福祉・保健医療課)</p>	<p>身近な地域で、日常的な診療、健康相談や保健指導等を行うとともに、必要に応じて、適切な医療機関や専門医を紹介してくれる「かかりつけ医」について、市民に分かりやすく普及啓発を図っていきます。</p> <p>【かかりつけ医を決めている人の割合 ※北九州市高齢者等実態調査】 25年度：84.9% ⇒ 28年度：86.0%</p>
110	<p>かかりつけ歯科医の普及啓発 (保健福祉・健康推進課)</p>	<p>歯科保健医療は、「食べること」や「話すこと」を通して、生きていく上での基本的な生活基盤を支えています。かかりつけ歯科医は、高齢者の日常的歯科診療や訪問歯科診療、地域における健康づくりや介護予防において重要な役割を担い、高齢者の自立支援や社会参加に貢献しており、その普及啓発を行い定着を図ります。</p> <p>【かかりつけ歯科医を決めている人の割合(対象：一般高齢者)】 25年度：76.9% ⇒ 29年度：80.0%</p>

111	かかりつけ薬剤師等啓発事業 (保健福祉・医務薬務課)	市民を対象に、かかりつけ薬局や薬剤師をもつことのメリットや医薬分業、医薬品や健康食品の適正使用、ジェネリック医薬品などについて周知するため、「くすりのセミナー」を実施します。 【くすりのセミナーの実施回数】 25年度：11回 ⇒ 29年度：15回
再	認知症の早期発見・早期対応 促進事業 (保健福祉・精神保健福祉センター)	(再掲 No.75)

●保健・医療・福祉の連携強化

No.	事業名 (担当課)	事業概要
112	保健・医療・福祉・地域 連携システムの推進 (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)	子どもから高齢者まですべての人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、地域住民をはじめ、地域団体、保健・医療・福祉団体、民間事業者、行政などの関係機関が相互に連携・協働して、支援の必要な人を、世代を超えて地域で支えていく取組みの検討を通して、地域福祉の推進を図ります。
113	地域リハビリテーション 連携推進事業 (保健福祉・保健医療課)	高齢者や障害のある人が、住み慣れた地域で、安全にいきいきとした生活を送ることができるよう、本市の優れたリハビリテーション資源を活かし、医療機関相互の連携を強化するとともに、人材育成を図るなど、保健・医療・福祉が密接に連携した地域リハビリテーション支援体制の確立に取り組みます。 【地域リハビリテーションケース会議の参加者数】 25年度：850人 ⇒ 29年度：600人

【施策の方向性2】高齢者を支える介護サービス等の充実

高齢者が、支援や介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、介護保険サービスに加え、民間企業やNPO、ボランティアなど多様な主体による在宅福祉サービスや生活支援サービスの充実を図るとともに、地域に根差した高齢者福祉施設の整備を進めます。

また、介護保険制度が安定的に運営されるよう、要介護認定や保険給付の適正化に努めるとともに、質の高いサービスを安定的に提供するため、人材の確保・育成に向けた取組みを推進します。

（基本的な施策1）介護保険制度の適正な運営

公平・公正な要介護認定を行うため、本市独自の介護認定審査会平準化委員会を設置し、審査判定の適正化を図るとともに、認定審査会委員、認定調査員及びかかりつけ医への研修などを実施します。

介護サービス事業者に対しては、介護給付の適正化やサービスの質の向上を図るため、計画的な指導やケアプランチェック等を実施します。

また、所得の低い高齢者に対して、介護保険料の軽減や高額介護サービス費などの利用料の負担を軽減する施策を実施します。

●公平・公正な要介護認定のための取組み

No.	事業名 (担当課)	事業概要
114	要介護認定の適正化 (保健福祉・介護保険課)	要介護認定の迅速化・平準化を図るため、介護認定審査会平準化委員会を設置し、定期的を開催します。 介護認定審査会を1箇所集中方式で開催し、介護認定審査会の効率的な運営を行うとともに、審査判定に関わる審査会委員や認定調査員及びかかりつけ医への研修などを実施します。

●保険給付の適正な実施に向けた取組み

No.	事業名 (担当課)	事業概要
115	保険給付の適正化 (保健福祉・監査指導課)	介護保険サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図るため、県及び関係各課との連携のもとで、サービス提供事業者への指導を計画的かつ機動的に行います。 【個別に指導を行う事業所数】 25年度：229か所 ⇒ 29年度：250か所 【集団指導対象事業所の参加率】 25年度：99% ⇒ 29年度：100%
116	ケアプランチェックの実施 (保健福祉・介護保険課)	居宅介護支援事業所を訪問し、要介護者などに適切なサービスが提供されるよう、本人や家族のニーズに合った居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されているかを検証します。 【訪問し、ケアプランの検証を行う事業所数】 25年度：72事業所 ⇒ 29年度：80事業所
117	新規事業所への支援 (保健福祉・介護保険課)	新規参入したサービス提供事業者に対して、本市独自の取組みや事務手続きの周知、適正なサービス提供のために必要な情報提供などを行います。 【新規参入事業所数】 25年度：132件 ⇒ 29年度：140件

●低所得者への負担軽減

No.	事業名 (担当課)	事業概要
118	高額介護サービス費 (保健福祉・介護保険課)	介護保険サービスを利用している人に対し、1カ月の利用者負担が一定の上限額を超えた場合、超えた額を払い戻し、利用者負担の軽減を行います。
119	特定入所者介護サービス費 (補足給付) (保健福祉・介護保険課)	市民税世帯非課税で介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）・ショートステイを利用している人の居住費（滞在費）・食費について、所有する資産等を勘案した上で、利用者負担の軽減を行います。

120	社会福祉法人による 利用者負担軽減 (保健福祉・介護保険課)	生計が困難な低所得者に対し、社会福祉法人が実施する介護保険サービスを利用する場合に利用者負担の軽減を行います。利用者負担の軽減を行った社会福祉法人に対しては、その一部を助成します。
121	市民税課税世帯に対する 特例減額措置 (保健福祉・介護保険課)	高齢者夫婦などの市民税課税世帯で、一方が施設に入所した場合に在宅で生活する配偶者の収入が一定額以下となるなど、一定の要件に該当する場合に利用者負担の軽減を行います。
122	ホームヘルプサービスの 利用者負担軽減 (保健福祉・介護保険課)	障害者総合支援法（旧・障害者自立支援法）の対象であった障害のある人で一定の要件に該当する人に対し、ホームヘルプサービスの利用者負担の軽減を行います。
123	【新規】 低所得者への介護保険料軽減 の強化 (保健福祉・介護保険課)	介護保険法に基づいた公費の投入により、低所得者の介護保険料の負担割合を軽減します。
124	申請による介護保険料の 負担軽減 (保健福祉・介護保険課)	市民税世帯非課税者のうち、特に保険料の負担が困難な人に対し、一定の要件に該当する場合、申請により介護保険料の軽減を行います。
125	その他利用料・保険料の 負担軽減 (保健福祉・介護保険課)	本来適用すべき利用料・保険料を支払えば、生活保護が必要な状態になる場合に、より低い段階の利用料・保険料を適用し、負担の軽減を行います。また、災害など特別な理由で、利用料・保険料の支払が困難な人に対し、一定の要件に該当する場合、負担の軽減を行います。

（基本的な施策2）介護サービスの質の向上と人材育成の推進

介護保険制度を円滑に実施・運営していくためには、サービスの担い手となる人材を確保するとともに、サービスの質を向上させることが重要になります。そのため、質の高いサービスを提供する人材の確保・育成に取り組むとともに、介護サービス従事者等に対する研修を実施するなど、介護保険制度の円滑な実施・運営に向けた仕組みづくりを関係団体との協働により推進していきます。

●人材の確保・育成

No.	事業名 (担当課)	事業概要
126	福祉人材バンク運営事業 (保健福祉・介護保険課)	<p>福祉人材の無料職業紹介事業を行う「福祉人材バンク」において、求人・求職者への無料相談及び就労あっせん業務、合同就職面談会の開催、広報活動などに取り組み、福祉人材の確保を支援します。</p> <p>【紹介件数】 25年度：356件 ⇒ 29年度：360件</p>
127	潜在的有資格者への就労支援 (保健福祉・介護保険課)	<p>介護福祉士やホームヘルパーなどの資格を有しながら、介護職に就労していない潜在的有資格者を対象に、介護施設の見学と研修等を一体的に実施する就労支援セミナー事業や市内の介護事業所へ派遣する介護人材就労サポート事業などを実施し、潜在的な介護人材と介護事業所との就労に向けたマッチングを支援します。</p> <p>【就労支援セミナー参加者数】 25年度：37人 ⇒ 29年度：80人</p> <p>【派遣労働者数】 25年度：28人 ⇒ 29年度：30人</p>
128	介護サービス従事者への研修 (保健福祉・介護保険課)	<p>介護サービスの質の向上とスキルアップを目的として、介護サービス従事者を対象に、必要な知識・技能を習得するための基礎的・専門的研修など多様なテーマの研修を実施します。また、研修の実施にあたっては、ケアマネジメントや医療の専門性を高めるため、関係機関との連携により研修内容の充実を図ります。</p> <p>【受講者数】 25年度：2,778人 ⇒ 29年度：3,500人</p>

129	社会福祉施設従事者研修事業 (保健福祉・総務課)	老人福祉施設、障害者福祉施設、保育所などの社会福祉施設において利用者のニーズにあった質の高いサービスが提供されるよう、施設職員の経験に応じた階層別研修や課題別・職種別にカリキュラムを設定した専門研修など、従業員の資質の向上に効果的な研修を効率的に実施し、福祉サービスを担う人材の確保を図ります。 【延参加者数】 25年度：2,173人 ⇒ 29年度：2,200人
130	介護サービス事業経営者 への研修 (保健福祉・介護保険課)	介護サービス事業の経営者（事業主）を対象に、雇用管理の必要性・重要性や法令遵守についての理解を促進するための研修を実施し、働きやすい職場環境づくりを促進します。 【受講者数】 25年度：117人 ⇒ 29年度：120人
再	認知症介護研修事業 (保健福祉・介護保険課)	(再掲 No.79)

(基本的な施策3) 地域に根ざした高齢者福祉施設の整備

介護が必要になっても、できるだけ住み慣れた地域で安心して生活できるよう、今後の高齢化ピーク時以降の中長期的な見込みも考慮し、既存施設の整備状況、在宅と施設のバランス、待機者の状況等を踏まえ、地域に根ざした高齢者福祉施設等の計画的な整備を進めます。

●施設や居住系サービス等の提供

No.	事業名 (担当課)	事業概要
131	介護保険サービスの提供 【施設・居住系サービス】 (保健福祉・介護保険課)	施設やグループホームなどにおいて、介護が必要な高齢者に、日常生活上の介助や機能訓練などのサービスを提供します。

132	特別養護老人ホーム等の整備 (保健福祉・介護保険課)	在宅での介護が困難となった高齢者が入所する特別養護老人ホームや、認知症の高齢者が入居するグループホームを整備します。整備にあたっては、地域の高齢者の多様なニーズに沿ったサービスが提供されるよう、小規模特別養護老人ホームにグループホームと小規模多機能型居宅介護を併設した複合的な施設や、グループホームに小規模多機能型居宅介護などを併設した事業所を整備します。 【特別養護老人ホーム及びグループホームの定員数 (公募選定ベース)】 25年度：7,194人 ⇒ 29年度：7,981人
133	特別養護老人ホーム等への 入所円滑化の促進 (保健福祉・介護保険課)	特別養護老人ホームの入所については、申込者の要介護度に加え、心身の状況及び介護者の状況などを評価し、必要性の高い人から入所を行うことで、入所の円滑化を図ります。 また、その他施設等についても、入所の円滑化に取り組めます。

(基本的な施策4) 在宅生活を支援するサービスの充実

地域包括ケアシステムの構築に向け、高齢者の自立支援と尊厳の保持を基本に、高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して生活していけるよう、小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の介護保険の在宅サービスの充実をはじめ、高齢者の状態像やニーズを踏まえた、多様な主体による多様なサービスの充実を図ります。

●介護保険サービスの提供

No.	事業名 (担当課)	事業概要
134	介護保険サービスの提供 【在宅サービス】 (保健福祉・介護保険課)	高齢者が住み慣れた地域で、能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、訪問介護・通所介護などの居宅サービスや、24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスを提供します。

●介護予防・生活支援サービスの提供

No.	事業名 (担当課)	事業概要
135	【新規】 介護予防・生活支援サービスの提供 (保健福祉・介護保険課)	要支援者が利用する予防給付のうち訪問介護と通所介護を、市町村が実施する地域支援事業へ移行し、介護サービス提供事業者をはじめ社会福祉法人やNPO、民間企業、ボランティアなどの多様な主体による多様なサービスを提供できる仕組みである介護予防・日常生活支援総合事業を実施します。

●介護保険以外の在宅福祉サービスの提供

No.	事業名 (担当課)	事業概要
136	訪問給食サービス (保健福祉・高齢者支援課)	栄養管理・改善が必要な一人暮らしの高齢者に、栄養のバランスのとれた食事を届け、在宅生活を支援するとともに、利用者の安否を確認し、健康状況に異変があった場合には、関係機関への連絡などを行います。 【利用者数】 25年度：1,173人 ⇒ 29年度：1,200人
137	日常生活用具給付事業 (保健福祉・高齢者支援課)	一人暮らし高齢者などに対して、介護保険の対象になっていない火災警報器・自動消火器・電磁調理器を給付します。
138	在宅高齢者等 おむつ給付サービス事業 (保健福祉・高齢者支援課)	原則として、要介護度3以上の認定者で、失禁などのため常時おむつを使用することが必要な在宅の寝たきり又は認知症高齢者などに対して、おむつなどの給付を行います。
139	在宅高齢者等寝具洗濯 乾燥消毒サービス事業 (保健福祉・高齢者支援課)	在宅の寝たきり高齢者が使用している寝具の洗濯乾燥消毒サービスを行います。

140	在宅高齢者等 訪問理美容サービス事業 (保健福祉・高齢者支援課)	理髪店・美容院に行くことができない在宅の寝たきり高齢者などを対象に、理容師・美容師が各家庭を訪問し、理容・美容サービスを提供します。
141	粗大ごみ持ち出し サービス事業 (環境・業務課)	高齢者、妊産婦、障害のある人、傷病者、年少者のみで構成された世帯を対象に、収集作業員が屋内などから粗大ごみの持ち出しを行います。
142	ふれあい収集 (環境・業務課)	ごみステーションに家庭ごみを出すことが困難なひとり暮らしの高齢者等を対象に玄関先での収集を実施します。
143	在日外国人高齢者 給付金事業 (保健福祉・高齢者支援課)	年金の受給権を制度上得ることができなかった外国人高齢者に対して、国の制度が整うまでの経過措置として、福祉的な給付金を支給します。

(基本的な施策5) 安心してサービスを利用できる体制づくり

高齢者やその家族が適切なサービスを選択・利用できるように作成した介護サービス標準契約書(介護サービスの提供にかかる契約に関して標準となる契約書)については、引き続き新規サービス事業者への利用啓発を積極的に行っていきます。

また、制度の内容やサービスを提供する事業者の情報、本市が実施する高齢者に関するサービスなどについて、積極的な情報提供に取り組みます。

●適切なサービスを選択・利用するための情報提供の推進

No.	事業名 (担当課)	事業概要
144	介護サービス利用標準契約書の普及 (保健福祉・介護保険課)	安心して介護保険サービスの利用に係る契約を締結できるよう、利用者と事業者双方の権利義務関係を明確にするとともに、双方を保護する観点から、市と福岡県弁護士会北九州部会との協働で作成した標準的な契約書について周知を図ります。

145	<p>市民への広報・周知 (保健福祉・介護保険課)</p>	<p>介護保険制度の理解を深め、制度の趣旨や内容の周知を図るため、出前講演や出前トークを行います。 また、介護保険サービス利用者に利用状況を記載した給付費通知を送付します。</p> <p>【出前講演、出前トークの実施回数】 25年度：出前講演 19回、出前トーク 19回 ⇒ 29年度：出前講演 20回、出前トーク 20回</p>
-----	-----------------------------------	---

【施策の方向性3】権利擁護・虐待防止の充実・強化

認知症高齢者等の権利や財産を守る権利擁護の取組みを、市民や関係機関等との協働により推進します。

また、すべての高齢者の権利が尊重され、その人らしく安心して生活できるよう、地域や関係機関等との連携により、虐待の早期発見から迅速かつ適切な対応・継続的な見守りまでの一貫した虐待防止の取組みを推進します。

（基本的な施策1）高齢者の権利擁護の推進

認知症高齢者等が増加していく状況を踏まえると、権利擁護の重要性はますます高まっていくことから、市民向け啓発セミナー等を開催して周知を図るとともに、弁護士や司法書士、権利擁護・市民後見センター「らいと」、北九州成年後見センター「みると」等の関係機関との連携を強化して、権利擁護を図る上で重要な制度である成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用を促進します。さらに、成年後見制度のニーズの高まりに対応するためには、親族や弁護士等専門職に加えて市民による後見活動が必要になることから、市民後見人の育成及び活用に取り組み、市民後見を推進するための体制整備を充実・強化します。

●権利擁護の推進

No.	事業名 (担当課)	事業概要
146	成年後見制度利用支援事業 (保健福祉・高齢者支援課)	「成年後見制度」の利用促進のため、制度の利用に係る相談や啓発を行います。また、必要に応じて市長が家庭裁判所へ後見等の申立てを行うとともに、生活保護受給者などの場合は、その申立費用や後見人報酬を助成します。 【成年後見制度相談件数】 25年度：508件 ⇒ 29年度：530件
147	あんしん法律相談事業 (保健福祉・高齢者支援課)	高齢者又はその家族などを対象に、「借地・借家」「相続」「金銭管理」「近隣とのトラブル」など民事・刑事上の法律に関わる問題について、福岡県弁護士会北九州部会の協力を得て、各区役所において無料で法律相談を実施します。

148	地域福祉権利擁護事業 (日常生活支援事業) (保健福祉・高齢者支援課)	判断能力が衰えてきた高齢者などに対し、支援員が福祉サービスの手続きや日常生活に必要な金銭管理サービス、財産管理サービスを提供します。
149	市民後見促進事業 (保健福祉・高齢者支援課)	「市民後見人」を育成するとともに、「権利擁護・市民後見センター(らいと)」で法人後見を実施する等により、育成した「市民後見人」に対する活動機会の提供を図ります。 【市民後見人養成数(累計)】 25年度：106人 ⇒ 29年度：170人
再	高齢者虐待対応職員 レベルアップ事業 (保健福祉・高齢者支援課)	(再掲 No.151)
再	高齢者に対する 消費者被害対策の推進 (市民文化スポーツ・消費生活センター)	(再掲 No.182)

(基本的な施策2) 高齢者の虐待防止対策の強化

高齢者虐待防止法や相談窓口である地域包括支援センターの一層の周知を図るとともに、介護サービス事業者や高齢者虐待に対応する職員に対する研修を実施して高齢者虐待対応能力の向上を図ります。

また、介護疲れや認知症に対する理解の不足、近隣との関係など様々な問題が高齢者虐待の背景にあることから、虐待を受けている高齢者及び虐待を行っている養護者を含む家族全体を支援する視点に立って対応するとともに、様々な問題が重なって複雑化した虐待事例に対応するため、市民や関係機関・団体、介護サービス事業者等との連携により、早期発見から迅速かつ適切な対応・継続的な見守りまでの一貫した虐待防止の取組みを充実します。

●総合的な虐待対策の推進

No.	事業名 (担当課)	事業概要
150	高齢者虐待防止事業 (保健福祉・高齢者支援課)	地域包括支援センターを中心とした地域レベル・区レベル・市レベルの三層構造の虐待防止システムを、弁護士など専門職と連携を図りながら円滑に運用します。また、高齢者虐待防止について市民周知を図ります。
151	高齢者虐待対応職員 レベルアップ事業 (保健福祉・高齢者支援課)	地域包括支援センター職員を中心に、業務上必要な法的知識や障害分野など高齢者分野以外の必要な知識習得を図ります。 【研修開催回数】 25年度：年8回 ⇒ 29年度：年9回
再	地域包括支援センター 運営事業 (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)	(再掲 No.103)

●施設及び介護サービス事業者による高齢者虐待防止のための取組み

No.	事業名 (担当課)	事業概要
152	施設及び介護サービス事業者 による高齢者虐待防止 システム (保健福祉・介護保険課)	高齢者へ適切なケアを提供するために必要な知識の普及・啓発を行います。 また、虐待に気づいた家族や介護サービス従事者などが相談・通報・届出するための窓口を設置します。 虐待と判断された場合は、県に報告するとともに、老人福祉法や介護保険法に基づき適切な指導を行います。

【施策の方向性4】安心して生活できる環境づくり

高齢者が望む多様なライフスタイルを実現できるよう、ニーズを踏まえた住まいを確保するとともに、住まいに関する情報提供や円滑に入居できる環境の整備を推進します。

また、安全・安心・快適な生活環境の向上を図るため、道路や公共施設など生活空間のバリアフリー化を進めるとともに、移動手段の確保や防災・防犯対策など、地域の生活課題の解決に向けた取組みを進めます。

さらに、高齢者の新たなニーズや潜在需要に対応した新たなサービス産業を振興していきます。

（基本的な施策1）高齢者に配慮した多様な住まいの普及・確保

高齢者が自らのライフスタイルにあわせた住まいの選択や改修などができるよう、多様な住まいの普及・確保に取り組めます。

高齢者に配慮した住宅の普及について、高齢者向け優良賃貸住宅の入居者に対して引き続き家賃補助等を行うなど入居を支援するほか、高齢者に配慮した住宅の普及に向けた制度の周知や高齢者等に配慮した市営住宅の整備・改善を行います。また、介護が必要な高齢者等が居住する住宅の改修に対する助成など住宅のバリアフリー化を推進していきます。さらに、高齢者の住まい方への取組みとして、持ち家処分や高齢者向けの住宅への住み替え等に関する情報提供や相談支援などに取り組むほか、高齢者のルームシェア等を研究します。

●高齢者に配慮した住宅の普及促進や改修支援

No.	事業名 (担当課)	事業概要
153	サービス付き 高齢者向け住宅の普及 (建築都市・住宅計画課) (保健福祉・介護保険課)	高齢者単身・夫婦世帯が安心して居住できる住まいで、住宅としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに、高齢者を支援する安否確認や生活相談などのサービスを備えた「サービス付き高齢者向け住宅」の登録を行い、事業者へ指導・監督を行います。 【サービス付き高齢者向け住宅の登録戸数】 25年度：960戸 ⇒ 29年度：1,500戸

154	高齢者向け優良賃貸住宅の 供給支援 (建築都市・住宅計画課)	バリアフリーで緊急通報装置等を備えた良質な民間賃貸住宅への入居者に対して家賃補助を行うことで、入居を促進し、入居者の居住の安定確保を図ります。 【高齢者向け優良賃貸住宅の入居率】 25年度：87% ⇒ 29年度：通年80%
155	市営住宅の整備事業 (市営住宅の建替、新設及び ふれあいむらの整備) (建築都市・住宅整備課)	市営住宅の建替や新設においては、すべての住戸で、手すりの設置等、高齢者などに配慮した『すこやか仕様』(バリアフリー化)の住宅を供給します。また、高齢者が安心して生活できるように、福祉施設と連携して、生活援助員を派遣し、日常生活相談や緊急時の対応などを行う『ふれあいむら』(高齢者向けケア付き市営住宅)も整備します。 【建替や住戸改善によるバリアフリー化率】 25年度：30% ⇒ 27年度：32%
156	すこやか住宅改造助成事業 (保健福祉・高齢者支援課)	介護を必要とする高齢者などが居住している住宅を、身体状況に配慮した仕様(段差解消など)に改造する場合に、その費用の全部または一部を助成します。
157	すこやか住宅改造事業者 向け研修会等の実施 (建築都市・住宅計画課)	すこやか住宅改造助成事業に携わる相談員(建築士)や施工業者を対象とした研修会を実施し、住宅改造を行う際に、必要な知識や技術力の向上を図ります。
158	住まい向上リフォーム 促進事業 (建築都市・住まい向上支援課)	良質な住宅ストックの形成と活用を促進するため、既存住宅において、高齢化対応やエコ(環境対策)、安全・安心に資するリフォーム工事に対し、その費用の一部を補助します。
159	市営住宅ストック 総合改善事業 (すこやか改善) (建築都市・住宅管理課)	既設市営住宅の一部において、床段差の解消、手すりの設置、またぎ高さを抑えた浴槽の設置等、高齢者などに配慮した仕様への内部改善工事を行い、既存ストックの有効活用を図ります。 【建替や住戸改善によるバリアフリー化率】 25年度：30% ⇒ 27年度：32%
160	「北九州市居住支援協議会」 の開催 (建築都市・住宅計画課) (保健福祉・総務課)	市、不動産関係団体、居住支援団体が連携して設置した「北九州市居住支援協議会」において、高齢者等の民間賃貸住宅への円滑な入居支援策等を協議し、必要な支援を実施していきます。

161	市営住宅定期募集における 住宅困窮者募集制度 (建築都市・住宅管理課)	住宅困窮度の高い高齢者の生活基盤の安定を図るため、入居者募集の際、一般募集とは別枠を設け、住宅困窮度の高い高齢者を対象に優先入居を実施します。 対象者は、60 歳以上の高齢者単身の方、または高齢者、障害のある人、児童などの同居親族を含む高齢者世帯の方です。なお、この制度は高齢者のほか、障害のある人、母子・父子、多子世帯を対象としています。 【住宅困窮者募集戸数】 25 年度：521 戸 ⇒ 29 年度：500 戸
再	高齢者住宅等安心確保事業 (保健福祉・高齢者支援課)	(再掲 No.67)
再	高齢者住宅相談事業 (保健福祉・高齢者支援課)	(再掲 No.104)

(基本的な施策 2) 安心して行動できる生活環境の整備

高齢者を含めたすべての人が、安心して行動できる環境を整えるため、住民主体の地域づくりを行う団体への支援を引き続き行います。

また、定期的な関係団体との意見交換や公共施設周辺のバリアフリー現地点検を実施し、歩道のバリアフリー整備の向上に努めるなど、道路等のバリアフリー化の推進に取り組みます。

さらに、地域・交通事業者の主体的な取組みを支援して、おでかけ交通の運行の維持・継続を図るなど、高齢者の外出支援を推進します。あわせて、身近なところに商店がなく、日々の買い物に不安を抱えた高齢者等の買い物支援を推進します。

●住民主体の地域づくりに対する支援

No.	事業名 (担当課)	事業概要
162	住民主体の地域づくりの促進 (市民文化スポーツ・地域振興課)	住民主体の地域づくりを一層促進するため、「地域総括補助金の導入」や「校区まちづくり支援事業」等、地域づくりに取り組むまちづくり協議会の活動を支援します。また、地域情報や課題解決のアイデア等を盛り込んだ地域カルテの作成を支援します。 【地域総括補助金を導入したまちづくり協議会の数】 25 年度：128 団体 ⇒ 29 年度：136 団体

163	まちづくり ステップアップ事業 (市民文化スポーツ・市民活動推進課)	地域の特性を活かした活動や地域の活性化に資する新たな市民活動を支援し、市民主体のまちづくりを推進します。 【NPO等に対する補助金の交付件数(累計)】 25年度：182件 ⇒ 29年度：303件
再	買い物応援ネットワーク 推進事業 (保健福祉・総務課)	(再掲 No.173)

●バリアフリー化の推進

No.	事業名 (担当課)	事業概要
164	人にやさしい まちづくりの推進 (保健福祉・総務課)	高齢者を含めた誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して快適に生活できる「人にやさしいまち」を実現するため、年齢や障害の有無などの違いを相互に理解し、尊重し合う「心のバリアフリー」を推進するための啓発事業や情報提供を行います。
165	バリアフリーの まちづくり事業 (建設・道路計画課)	高齢者や障害のある人など、あらゆる人が安全に快適に活動できるよう、歩道の新設や拡幅、平坦化、さらには視覚障害者誘導用ブロックの連続設置など、歩行空間のバリアフリー化に取り組みます。
166	JR既存駅バリア 解消促進等事業 (建築都市・都市交通政策課)	高齢者、障害のある人などがJR駅を利用する際の利便性及び安全性の向上のため、既存駅舎内のエレベーターの設置を支援するなど、今後も継続してバリアフリー化に取り組みます。 【バリアフリー化整備完了駅数】 25年度：13駅 ⇒ 28年度：14駅(※対象駅のバリアフリー化完了)

167	<p>超低床式乗合バスの導入促進 (建築都市・都市交通政策課) (交通局・運輸課)</p>	<p>高齢者、障害のある人などが路線バスを利用する際の利便性及び安全性の向上のため、市営バスや民間バスにノンステップバス等の超低床式バスの導入を促進します。</p> <p>【民間バス事業者のノンステップバス等導入台数】 25年度：10台 ⇒ 29年度：15台 【市営バスへのノンステップバス等の導入台数】 25年度：3台 ⇒ 29年度：3台</p>
168	<p>スポーツ施設 ユニバーサルデザイン化 推進事業 (市民文化スポーツ・スポーツ振興課)</p>	<p>子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、あらゆる世代の誰もが気軽に、安全・安心にスポーツ施設を利用できるよう、計画的なユニバーサルデザイン化に取り組みます。</p> <p>【体育施設設備のユニバーサルデザイン化の実施】 29年度までに：総合体育館自動扉設置、市内体育館の室内扉開閉軽量化実施</p>
169	<p>地域に役立つ公園づくり (建設・公園建設課)</p>	<p>身近な公園の再整備について、小学校区単位で開催するワークショップで計画段階から地域住民の意見を聴き、地域ニーズを反映した整備を行うことで、これまで以上に利用される公園を目指します。</p>
170	<p>安全・安心対策 緊急総合支援事業 (都市公園のバリアフリー化) (建設・公園建設課)</p>	<p>子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、誰もが安全に安心して使用できる公園を目指して、段差の解消や階段への手すりの設置等のバリアフリー化を行い、施設利用の安全性及び利便性の向上を図ります。</p>

●高齢者等の外出支援と買い物支援

No.	事業名 (担当課)	事業概要
171	おでかけ交通 (建築都市・都市交通政策課)	バス路線が廃止になった地区や高台地区等において、高齢者を含む住民の生活交通手段の確保を目的として、地域・交通事業者・市の連携により、地元との協力体制づくりや一定の採算性の目途を前提に、交通事業者がマイクロバスやジャンボタクシー等を運行します。
172	ふれあい定期の発行 (交通・総務経営課)	高齢者の外出支援を図るため、年齢が75歳以上の人を対象に、北九州市営バス路線のうち、北九州市内であれば乗り降り自由の高割引定期券「ふれあい定期」を発売しています。
173	買い物応援ネットワーク 推進事業 (保健福祉・総務課)	地域・事業者・行政などが参加した「買い物応援ネットワーク会議」の開催、地域住民が主体となった買い物支援などの取組みを通して、地域住民と事業者、支援者をつなぐ体制の強化を図り、安心して買い物できる地域づくりを進めます。

(基本的な施策3) 防災・防犯対策の推進

高齢者の日常生活の安全・安心のため、高齢者の防災・防犯対策に取り組みます。

避難行動要支援者に係る避難支援については、新たに対象となった方の追加などの避難行動要支援者名簿の更新、また、より実効性のある「自助・共助」を基本とする地域住民が主体となった支援づくりを目指し、地域の見守り活動を活用した事業実施のために、関係団体との連携強化を図っていきます。

消費者被害対策については、地域住民が主体となった見守り活動などの支援が、より実効性のあるものとなるよう、関係機関などとの連携を強化していきます。

●防災対策

No.	事業名 (担当課)	事業概要
174	避難行動要支援者避難支援のための仕組みづくりの推進 (危機管理室・危機管理課) (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)	土砂災害や河川氾濫などの災害が発生したときに自力で避難することが困難な高齢者や障害のある方（避難行動要支援者）を名簿に登録・作成し、平常時から自治会（市民防災会）などに名簿を提供することで、地域における避難支援の仕組みづくりを促進します。
175	みんな de Bousai まちづくりモデル事業 (危機管理室・危機管理課)	地域ぐるみの防災ネットワーク構築に向け、自治会、民生委員、PTA、外国人、障害者、大学生、企業、NPO、子育てしている人など、地域のさまざまな方が参加する住民主体の地区 Bousai 会議を設置し、当該地区における防災活動を活性化するとともに、周辺地区への発展を図るため、小学校区単位でモデル事業を実施します。
176	住宅防火対策の推進 (消防・予防課)	住宅火災での高齢者・障害者等の死亡率が高いことから、各種媒体や行事等あらゆる機会を通して住宅からの出火防止のための広報を行います。また、市内全105隊の消防隊が高齢者宅等を直接訪問して、防火指導等を行うことで、火災による死者数の低減と出火危険の排除を推進します。
177	福祉施設等の防火安全対策 (消防・指導課)	高齢者等の自力避難困難者が入所する社会福祉施設の消防用設備等の設置や維持管理状況等の不備事項を消防査察で把握し、是正指導を行います。また、施設関係者に消防関係法令を遵守させ、防火安全対策を徹底し、安全で安心した住みよい環境づくりを推進します。

178	地区安全担当制度事業の さらなる推進 (消防・警防課)	市民の防災に関する関心と参画意識を高め、消防と地域住民が連携・協力して地域の防災力を高める取り組みを推進します。 具体的には、地域の防災訓練の指導や支援、地域会議に参加して地域住民と意見交換を行うなど、地域とともに防災のまちづくりを行う事業です。
179	高齢者に対する救急対策事業 (消防・救急課)	突然の病気や怪我等により傷病者が発生した場合に、傷病者のそばにいる市民が適切な応急手当を行うことで、傷病者の救命効果は向上します。そのため、消防局では応急手当普及啓発事業を行っており、特に高齢者の安全と安心を確立するため、現に就業しているホームヘルパーなどに対して、応急手当講習を実施していきます。
180	高齢者に対する 予防救急の普及啓発 (消防・救急課)	救急隊の出動した事案を集計・調査・分析し、家庭内やその周辺で発生した事故の傾向や注意すべき箇所等をまとめた「家庭内で起きた事故の分析結果」を作成しています。特に高齢者の家庭内での事故を未然に防止するため、各種講習の資料として用いるほか、ホームページに掲載し、広く資料提供していきます。

●防犯対策

No.	事業名 (担当課)	事業概要
181	高齢者交通安全の推進 (市民文化スポーツ・安全・安心都市整備課)	第8次北九州市交通安全計画において、「高齢者の安全確保」を視点の1つとして定め、四季の交通安全運動を中心とした広報啓発活動を行い、高齢者の交通安全意識の高揚や交通安全知識の浸透を図ります。また、事故実態に応じた交通安全指導、調剤薬局を通じての「高齢者交通安全アドバイス事業」を実施します。

182	高齢者に対する 消費者被害対策の推進 (市民文化スポーツ・消費生活センター)	高齢者が消費者被害に遭わず、安心して生活できるよう、高齢者への啓発を行うとともに、民生委員や介護事業者など高齢者を見守っている人に対して啓発講座を行うほか、介護事業者などに対して消費者被害の情報をメールで配信し、高齢者の被害未然防止につなげます。 【啓発講座（高齢者対象）の受講者数】 25年度：5,871人 ⇒ 29年度：6,000人
183	【新規】 高齢者の犯罪被害防止の推進 (市民文化スポーツ・安全・安心推進課)	高齢者の犯罪被害防止を目的に啓発グッズの配布や出前講演等を行い、高齢者の被害未然防止につなげます。 【出前講演等の実施回数】 25年度：5回 ⇒ 29年度：10回

（基本的な施策4）高齢者を中心とした新たなサービス産業の振興

地域企業、大学、医療・福祉機関、行政等の連携により、医療・福祉関連分野での課題・ニーズの共有を図るとともに、ロボット技術やICT技術も活用しながら、新たなサービスの提供や製品の開発・普及に取り組み、健康増進・長寿産業の振興を図ります。また、高齢化率の高い大都市として、高齢者の健康づくり、福祉、見守り等の分野で、高齢者ニーズに対応した汎用性の高いビジネスモデルを構築し、国内外に発信します。さらに、高齢者をはじめとする全ての市民が質の高い生活を送ることができるよう、健康、医療・福祉、教育・文化、住宅などの市民生活の質の向上に貢献するビジネスを振興します。

●高齢者の健康増進・長寿産業の振興

No.	事業名 (担当課)	事業概要
184	いきいき健康生活応援！ 新サービス創出事業 (産業経済・サービス産業政策課)	健康づくり、疾病予防、高齢者などの生活のサポート、子育て・教育支援などで、女性や若者の雇用に結びつく市民の健康で快適な生活につながる新しいサービス（健康・生活支援サービス）のビジネスプランを募集し、優秀なプランについて初期費用を助成することにより、多様化するライフスタイルに応える健康・生活支援サービス産業の創出を目指します。

185	健康・生活産業振興事業 (産業経済・サービス産業政策課)	「北九州市健康・生活産業振興協議会」において、健康・介護、女性・若者、子育て・教育など身の回りの生活を豊かにする新たなビジネスをプロジェクト形式で創出し、雇用の増加を図ります。
-----	---------------------------------	--

●生活の質を支える生活支援ビジネスの振興

No.	事業名 (担当課)	事業概要
再	住まい向上リフォーム 促進事業 (建築都市・住まい向上支援課)	(再掲 No.158)
再	買い物応援ネットワーク 推進事業 (保健福祉・総務課)	(再掲 No.173)

●医療・介護分野参入に向けた研究開発・事業化支援の強化

No.	事業名 (担当課)	事業概要
186	新成長戦略推進のための研究 開発プロジェクト事業 (産業経済・新産業振興課)	(公財)北九州産業学術推進機構(F A I S)に補助金を交付し、「北九州市新成長戦略」を推進するための「低炭素化技術」、「次世代自動車」、「ロボット」、「地域の超高齢化・健康長寿社会に対応した高齢者サポート技術」等の市内の大学や企業が実施する研究開発に対して助成を行います。

●介護・生活支援ロボットの開発支援

No.	事業名 (担当課)	事業概要
187	介護・生活支援ロボットの 開発支援 (産業経済・新産業振興課)	市内企業が進めている「介護・生活支援ロボット」開発、製品化を加速するとともに、介護現場での利活用を支援するなど、使う側の支援や啓発を含めた事業を行います。

●高齢者の就業促進と介護分野の雇用創出

No.	事業名 (担当課)	事業概要
再	生涯現役夢追塾の運営 (保健福祉・高齢者支援課)	(再掲 No.36)
再	高年齢者雇用環境づくり事業 (産業経済・雇用政策課)	(再掲 No.15)
再	福祉人材バンク運営事業 (保健福祉・介護保険課)	(再掲 No.126)
再	潜在的有資格者への就労支援 (保健福祉・介護保険課)	(再掲 No.127)
再	介護サービス従事者への研修 (保健福祉・介護保険課)	(再掲 No.128)
再	社会福祉施設従事者研修事業 (保健福祉・総務課)	(再掲 No.129)
再	介護サービス事業経営者 への研修 (保健福祉・介護保険課)	(再掲 No.130)
再	認知症介護研修事業 (保健福祉・介護保険課)	(再掲 No.79)